

足立区バリアフリー地区別計画 (六町周辺地区編)

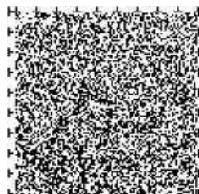
＜素案＞

令和6年11月



足立区都市建設部都市建設課
ユニバーサルデザイン担当課

この表紙は音声コード付きです。右のマークが音声コードです。
専用の読み上げ装置を使用して読み取ることで、音声で内容を聞き取ることができます。



目次

第1章 地区别別計画の概要

| | | |
|-----|--------------------------------------|---|
| 1 | バリアフリー地区別計画の位置づけ | 1 |
| (1) | バリアフリー基本構想とは | 1 |
| (2) | 足立区におけるバリアフリー基本構想 | 1 |
| (3) | 10か所にバリアフリー地区別計画を策定 | 3 |
| 2 | 地区別計画の内容 | 4 |
| (1) | 地区別計画におけるバリアフリー化の進め方 | 4 |
| (2) | 生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区の設定方法 | 6 |
| (3) | 生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の設定方法 .. | 7 |
| (4) | 「土地区画整理事業」施行中の道路や公園等における特定事業の設定方法 .. | 8 |
| 3 | 地区別計画策定後の進め方 | 9 |
| (1) | 特定事業計画書の作成 | 9 |
| (2) | 特定事業の進行管理 | 9 |
| (3) | 利用者意見の反映 | 9 |

第2章 六町周辺地区におけるバリアフリー地区別計画の策定

| | | |
|---|------------------------------|----|
| 1 | 地区別計画（六町周辺地区）の策定にいたる経緯 | 12 |
|---|------------------------------|----|

第3章 六町周辺地区におけるバリアフリーの取り組み

| | | |
|-----|------------------------------------|----|
| 1 | 六町周辺地区のバリアフリーの現状と課題 | 14 |
| (1) | 六町周辺地区の主な事業と面向的なバリアフリー化 | 14 |
| (2) | 六町周辺地区のバリアフリー化の現状と課題 | 16 |
| 2 | 六町周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針 | 18 |
| 3 | 生活関連施設・生活関連経路・区域の設定 | 19 |
| (1) | 生活関連施設の設定 | 19 |
| (2) | 生活関連経路の設定 | 20 |
| (3) | 重点整備地区の区域の設定 | 22 |
| (4) | 生活関連施設・経路等における特定事業の方向性及び目標時期の設定... | 25 |
| (5) | ハード面のバリアフリー化に向けた特定事業の設定 | 26 |
| (6) | ソフト面での特定事業の設定 | 39 |

資料編

| | | |
|------|-----------------------------|----|
| 資料 1 | 地区の概況 | 42 |
| 資料 2 | 検討の経緯 | 44 |
| 資料 3 | 足立区バリアフリー協議会・各部会の検討概要 | 45 |
| 資料 4 | まち歩き点検等における区民意見 | 50 |
| 資料 5 | 足立区バリアフリー協議会設置要綱・委員一覧 | 78 |

主な用語の説明

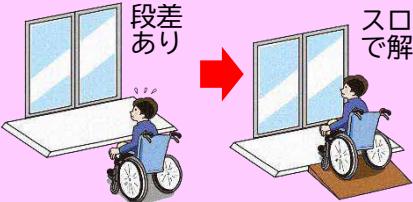
【ユニバーサルデザイン (Universal Design)】

障がいの有無、年齢、性別、出身の国や地域等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を、あらかじめ計画する考え方。

1980年代にアメリカのロナルド・メイス氏らによって提唱され、「ユニバーサル（すべての、普遍的な）」と、「デザイン（計画、設計、構想）」という二つの英単語を合わせたもので、その頭文字を取って、UD（ユーディ）とも呼ばれる。

【バリアフリー (Barrier Free)】

高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国人の方等が社会生活をしていく上で「障がい（バリア）」となるものを「除去（フリー）」すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障がい、情報面での障がいなどすべての障がいを除去するという考え方。併せて、全ての国民が年齢、障がいの有無その他の事情によって分け隔てされることなく共生する社会を実現する考え方が位置付けられている。

| 区分 | ユニバーサルデザイン | バリアフリー |
|---------|---|--|
| 基本的な考え方 | はじめから障壁（バリア）を作らない | 後から障壁（バリア）を取り除く（フリー） |
| 求められること | より良い方法がないか 考える姿勢が求められる | 一定の基準を満たす 整備が求められる |
| 事例 |  |  |

（出典：「知ってほしい！！あだちのユニバーサルデザイン」より抜粋）

【高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国人の方等】

高齢者、障がい児・者（身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい者を含むすべての障がい児・障がい者）をはじめ、妊娠中・乳幼児連れの方、児童、外国人の方、怪我をしている方などの移動制約者を含む。

「障害（がい）」の表記について

足立区バリアフリー地区別計画では、人や人の状態を表す場合には「障がい」とひらがなで表記します。また、法令で定められた名称、施設名・団体名などの固有名詞については、その表記に合わせて記載します。

第1章 地区別計画の概要

1 バリアフリー地区別計画の位置づけ

(1) バリアフリー基本構想とは

急速な高齢化と少子化が同時進行し、人口減少社会を迎えた我が国では、高齢者や障がい者なども含めた、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現するための施策が求められています。

そこで、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を推進し、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性や安全性向上を図るため、平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）が施行されました。

バリアフリー法では、「駅周辺など高齢者、障がい者等が利用する施設が集まる地区において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、区市町村がバリアフリー基本構想を作成するよう努めるものとする」としています。

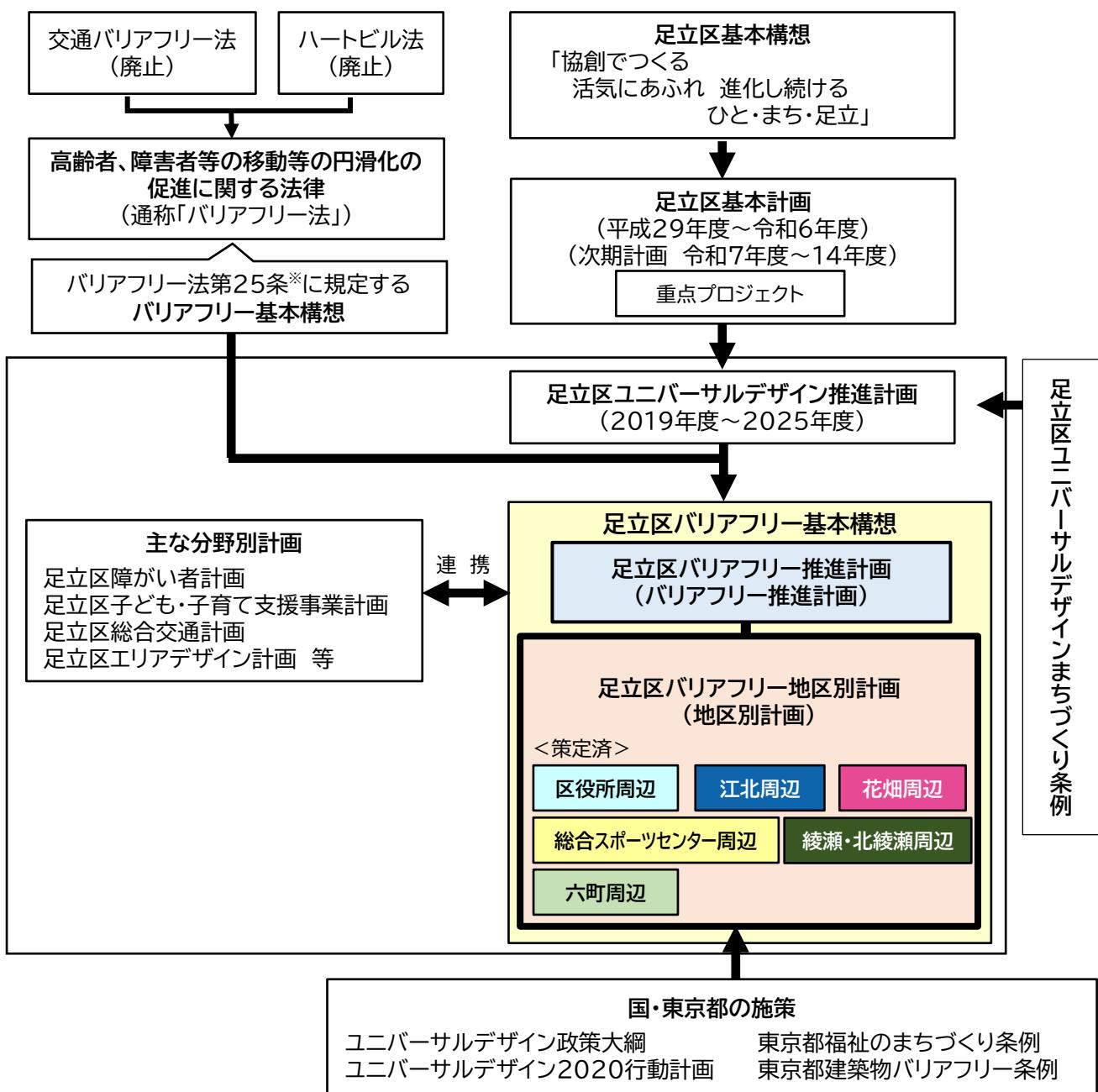
(2) 足立区におけるバリアフリー基本構想

足立区では平成24年12月に、「足立区まちづくり推進条例」の理念を継承発展させた「足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例（以下、「まちづくり条例」という。）」を制定しました。まちづくり条例は、ユニバーサルデザインに基づく取り組みを推進することにより、障がいのある人もない人も、子どもや高齢者も、一人ひとりの人权が尊重され、すべての人がいきいきと安心して暮らせる足立区の実現を目的としています。

さらに平成26年8月には、まちづくり条例に基づき「足立区ユニバーサルデザイン推進計画」を策定し、計画の中に「バリアフリー基本構想を策定する」ことを掲げました。

これを踏まえ、足立区では平成28年7月に、区全体のバリアフリーに対する一定の考え方を示す「足立区バリアフリー推進計画」（以下、「バリアフリー推進計画」という。）をまとめました。さらに、地区別の具体的な整備計画である「足立区バリアフリー地区別計画」（以下、「地区別計画」という。）を順次策定することとし、このバリアフリー推進計画と地区別計画を合わせて、バリアフリー法第25条[※]に規定するバリアフリー基本構想と呼びます。

バリアフリー地区別計画の位置づけ・体系

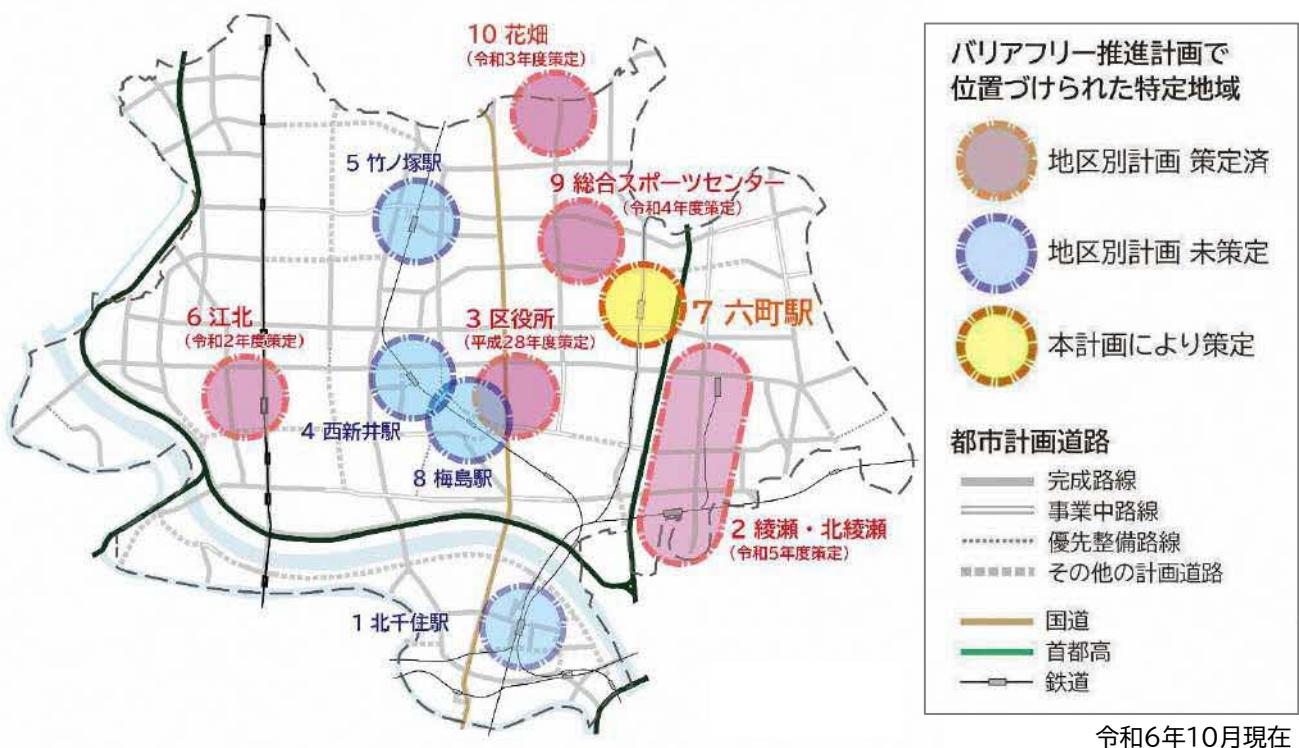


(3) 10か所にバリアフリー地区別計画を策定

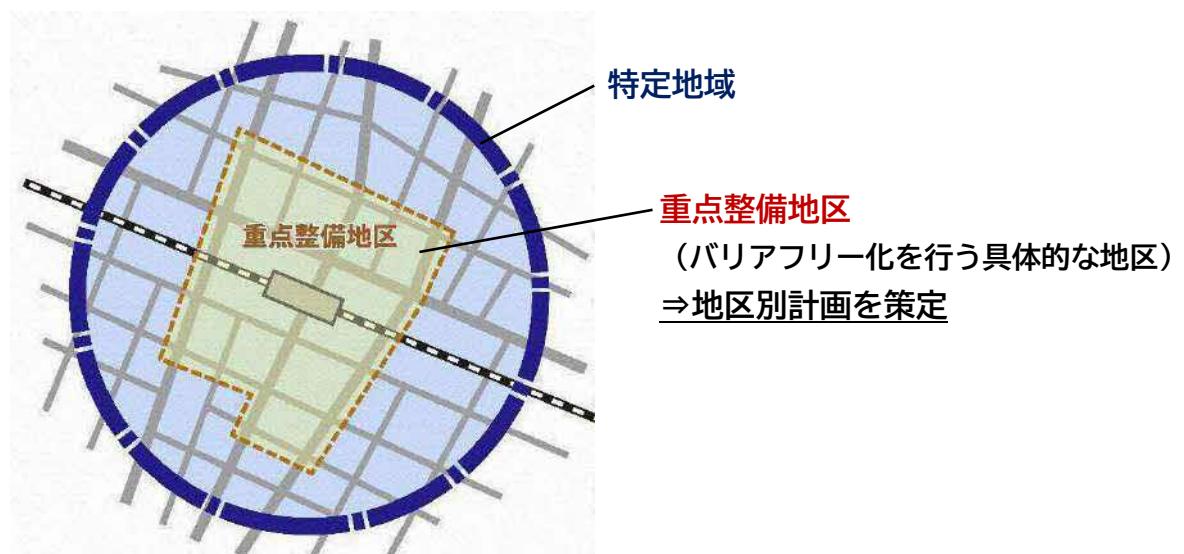
バリアフリー推進計画では、地区内の施設とそれを結ぶ道路の面的なバリアフリー化の必要性や効果が高い10地域を「特定地域」（北千住駅周辺・綾瀬駅周辺・六町駅周辺・梅島駅周辺・西新井駅周辺・竹ノ塚駅周辺・江北周辺・区役所周辺・花畠周辺・総合スポーツセンター周辺）として選定しました。

これら10か所の特定地域を対象に、今後の開発の動向を踏まえつつバリアフリー化に向けた地区別計画を策定しています。

バリアフリー推進計画で位置づけられた10か所の特定地域



地区別計画の策定イメージ



2 地区別計画の内容

(1) 地区別計画におけるバリアフリー化の進め方

地区別計画では、バリアフリー法に定義された内容に基づき、以下の流れで重点的かつ面的にバリアフリー化を進めるよう定めます。なお、地区別計画を作成する際、地域住民である高齢者、障がい者等の当事者の意見を反映するための措置を講ずることが必要とされていることから、足立区バリアフリー協議会等を活用して進めます。

ア 地区内のバリアフリー化の現状と課題の整理

足立区バリアフリー協議会区民部会及び事業者部会で地区内のバリアフリー化の現状及び課題を確認し、改善すべき課題を整理します。

イ 地区全体の基本的なバリアフリー方針の策定

区の上位計画や関連計画で位置づけられた一般的なバリアフリーのまちづくりの方向性や、バリアフリー化に向けた改善点を勘案し、地区全体の基本的なバリアフリー化に向けた方針を設定します。

ウ 生活関連施設・経路・重点整備地区の設定

バリアフリー法に基づき、バリアフリー化すべき施設、経路とその区域を以下の通り設定します。

(ア) 「生活関連施設」（「バリアフリー法第2条第23号イ」）

バリアフリー化の対象で区民等が社会生活や日常生活で利用する施設です。

(イ) 「生活関連経路」（「バリアフリー法第2条第23号ロ」）

生活関連施設間を結ぶ経路であり、バリアフリー化の対象となります。

(ウ) 「重点整備地区」（「バリアフリー法第2条第24号」）

生活関連施設と生活関連経路で構成される、バリアフリー化を重点的に進める地区別計画の策定区域です。

生活関連施設・経路・重点整備地区の設定方法は6ページに示します。

エ 生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の設定

重点整備地区内のバリアフリー化が面的に実施されるよう、生活関連施設や経路の特定事業※につき、以下の2つの項目を定めます。

なお、特定事業の設定方法は7ページに示します。

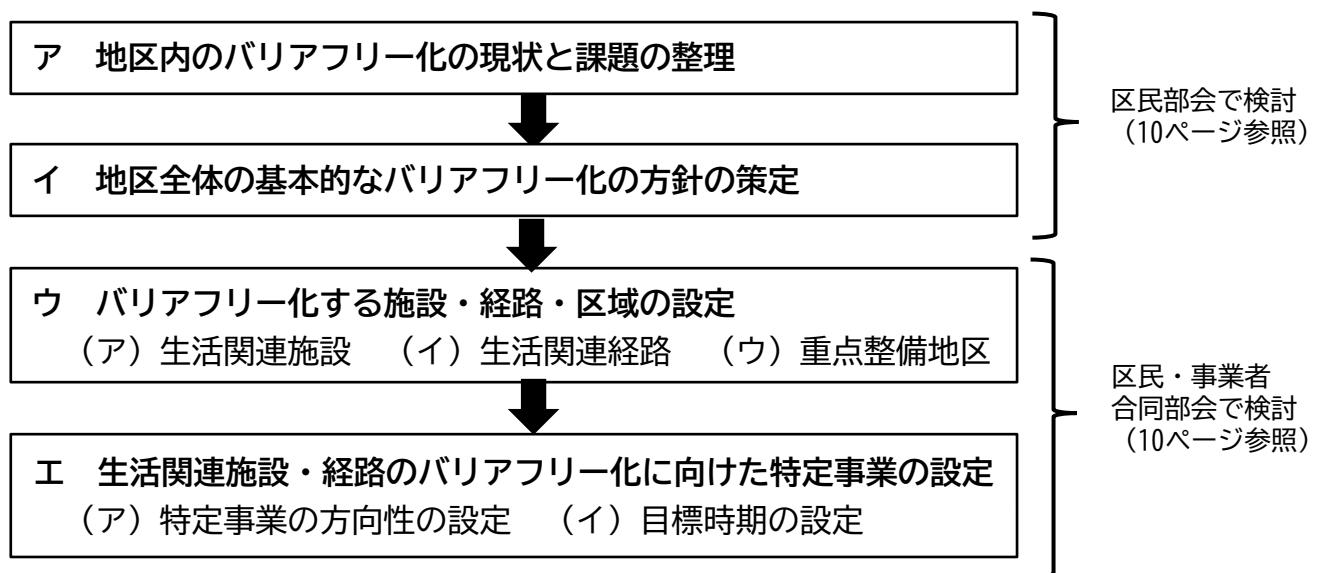
(ア) 特定事業の方向性の設定

(イ) 目標時期の設定

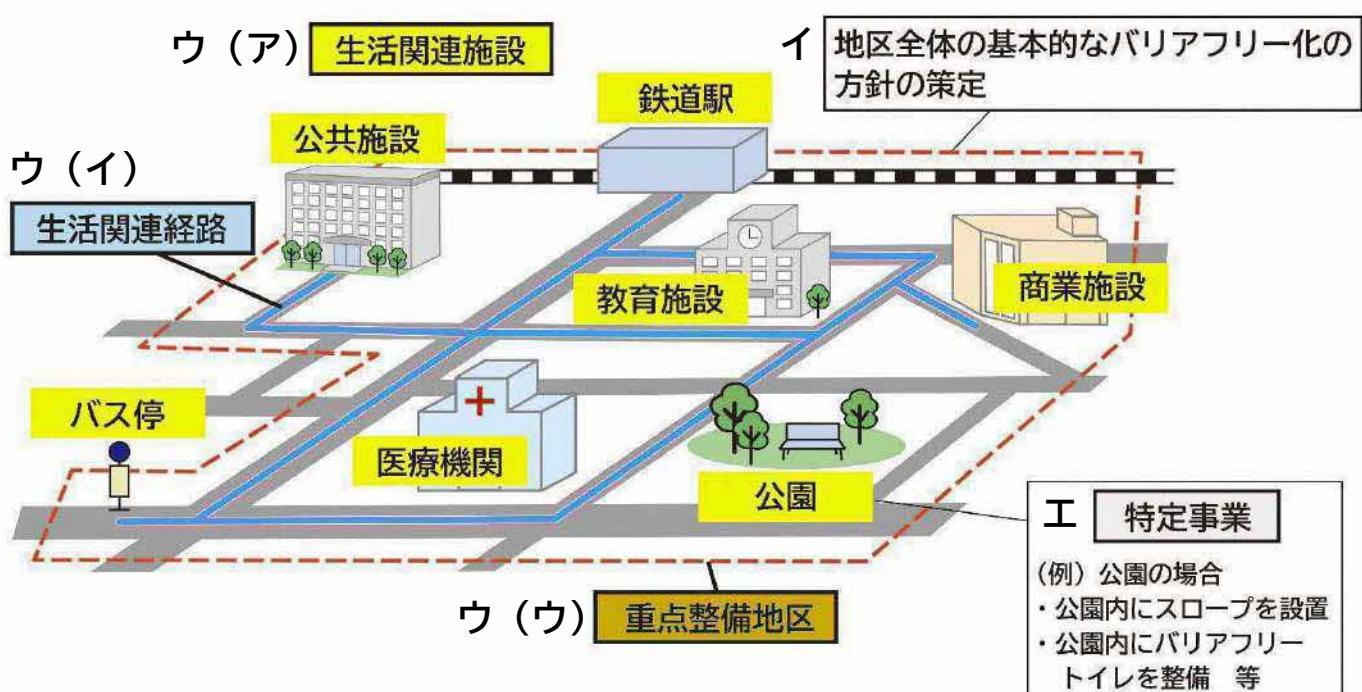
※ 特定事業（バリアフリー法第2条第25号）

バリアフリー法に基づき、生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各施設管理者がバリアフリー化に取り組む具体的な事業を言います。

地区別計画における重点的かつ面的なバリアフリー化の進め方（フロー）



地区別計画で定める内容のイメージ



(2) 生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区の設定方法

バリアフリー法に基づき、地区別計画における生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区を以下のように設定します。

ア 生活関連施設（「バリアフリー法第2条第23号イ」）

バリアフリー法では「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」と定義されています。

地区別計画では、バリアフリー法の趣旨、まち歩き点検等による区民等の意見や地区の状況を踏まえ、以下の表の基準により、バリアフリー化が必要である生活に欠かせない施設を「生活関連施設」の候補として抽出し、バリアフリー協議会等での確認を経て、生活関連施設と定めます。

法令に定められた生活関連施設となりうる対象と基準

| 種類 | | 対象施設とその基準 |
|------|-----------|---|
| 公共交通 | 特定旅客施設 | 一日平均2,000人以上の乗降がある鉄道駅 ^{※1} |
| 公園 | 公園 | 街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、都市緑地 ^{※2} 等 |
| 建築物 | 公共施設 | 区役所、区民事務所、区内官公署等 |
| | 文化・スポーツ施設 | 生涯学習センター、地域学習センター、住区センター、図書館、ホール、体育館・プール等 |
| | 保健・福祉施設 | 保健所、子育てサロン、地域包括支援センター、障がい福祉施設等 |
| | 医療機関等 | 病院、休日応急診療所、薬局・ドラッグストア |
| | 商業施設 | 店舗面積500m ² 以上の小売店 ^{※3} |
| | 教育施設等 | 小学校、中学校、幼稚園、保育所、専門学校、特別支援学校等 |

※1 バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の整備目標に定められている対象施設

※2 足立区立公園条例第1条の4（5）「前各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分に発揮することができるよう配置」により定められている都市公園

※3 足立区環境整備基準に基づく事前協議が必要な小売店舗

イ 生活関連経路（「バリアフリー法第2条第23号ロ」にて定義）

バリアフリー法では、「生活関連施設相互間の経路となる道路、駅前広場、通路等」と定義されています。

地区別計画では、地区の状況を踏まえ、生活関連施設間を結ぶ経路を生活関連経路と定めます。

ウ 重点整備地区の区域（「バリアフリー法第2条第24号」にて定義）

バリアフリー法では、「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること、生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること、当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること」と定義されています。

地区別計画では、地区の状況を踏まえ、生活関連施設と生活関連経路で構成されるバリアフリー化を優先的に進める区域を重点整備地区と定めます。

（3）生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の設定方法

バリアフリー法では、重点整備地区における生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各施設管理者がバリアフリー化に取り組む事業を特定事業（バリアフリー法第2条第25号）といいます。特定事業は、次ページの表に示すとおり、施設に関するハード系、心のバリアフリーやユニバーサルデザインに関するソフト系の種別ごとに定義されています。

地区別計画では、それぞれの種別ごとに事業の方向性を設定するとともに、特定事業の完了に向けた目標時期を設定します。

ア 特定事業の方向性の設定

特定事業の種別ごとに、事業の方向性や内容を設定します。

なお、建築物特定事業については生活関連施設のうち、区の施設及び地区内のバリアフリー化へ協力いただける民間建築物を対象とします。

イ 特定事業の完了に向けた目標時期の設定

地区別計画における特定事業の完了の目標時期は、完了予定に合わせて「短期」及び「長期」を基本とします。

それ以外にも、実施時期が未確定な特定事業や調査や検討が必要な特定事業は、別途、目標時期を設定し、生活関連施設及び経路のバリアフリー化が円滑に実施されるよう努めます。

短 期：短期（おおむね5年以内）での事業完了を目標に実施する事業

長 期：短期には位置づけられないが長期的な取り組みによって、事業完了を目指す事業

特定事業の種別及び具体例

| 名称 | 対象施設 | 特定事業の一般的な具体例 |
|---------------------------------|------|---|
| 【ハード系の特定事業】 | | |
| 公共交通特定事業 (バリアフリー法 第28条) | 旅客施設 | ① エレベーターの設置 ② 視覚障がい者誘導用シートやブロックの設置 ③ バリアフリートイレの設置 ④ ホームドアまたは内方線付き点状ブロックの設置等の転落防止対策 ⑤ バス停に上屋やベンチの設置 ⑥ バス・鉄道車両のバリアフリー化 等 |
| 道路特定事業 (バリアフリー法 第31条) | 道路 | ① 歩道の段差・勾配の改善 ② 歩道の平坦性の確保 ③ 視覚障がい者誘導用シートやブロックの設置 等 |
| 都市公園特定事業 (バリアフリー法 第34条) | 都市公園 | ① 園路の幅員の確保、傾斜路の設置 ② バリアフリートイレの設置 ③ 障がい者用の駐車スペースの整備 等 |
| 建築物特定事業 (バリアフリー法 第35条) | 建築物 | ① 出入口・廊下等の幅員の確保 ② 階段の手すりの設置 ③ バリアフリートイレの設置 ④ 障がい者用の駐車スペースの整備 等 |
| 交通安全特定事業 (バリアフリー法 第36条) | 信号機等 | ① 音響機能の付加、歩行者用青時間の確保、経過時間表示付き歩行者用信号機の整備 ② 道路標示の適切な補修、エスコートゾーンの整備 ③ 違法駐車行為の防止のため指導取締り、広報活動及び啓発活動の実施 等 |
| その他の事業 (上記に該当しない事業) | | ① 歩行者案内サインの設置 等 |
| 【ソフト系の特定事業】 | | |
| 教育啓発特定事業 (バリアフリー法 第36条の2) | — | ① 学校におけるバリアフリー教室の開催 ② 障がい当事者を講師とした区民の理解を深めるためのバリアフリー講演会やセミナー等の啓発活動開催 ③ 交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施 等 |

(4) 「土地区画整理事業」施行中の道路や公園等における特定事業の設定方法

重点整備地区の区域内の一部は、東京都による「土地区画整理事業」施行中であり、足立区に未引継ぎとなっている道路や公園等が含まれています。

この道路や公園等については、都区間での協議に基づく整備内容や管理引継ぎ時期等を考慮しながら、特定事業の方向性を設定していきます。

3 地区別計画策定後の進め方

（1）特定事業計画書の作成

地区別計画において、「特定事業」を設定した都・区等の施設管理者及び関係事業者は、各施設のバリアフリー化の実現に向けて、バリアフリー法に定義されたそれぞれの施設における「特定事業計画」を策定し、具体的な完了予定年次を定め、バリアフリー化の事業を実施します。

その際、足立区は、利用者が安全かつ円滑に移動や利用できる施設の整備を実現するため、事業者が実施する特定事業計画の作成や、事業着手の際に配慮すべき具体的な事項等について、足立区バリアフリー協議会等に意見を伺う機会を設け、それらの実現に向けた調整を行っていきます。

また、「特定事業」の設定に至らなかった生活関連施設については、足立区が各施設管理者に対し、地区全体の面的なバリアフリー化の実現に向け、協力を呼びかけていきます。

（2）特定事業の進行管理

特定事業計画を策定した各施設管理者は、区との間でバリアフリー化の事業内容や事業実施スケジュール等の連絡・調整を図りながら事業を進めていきます。

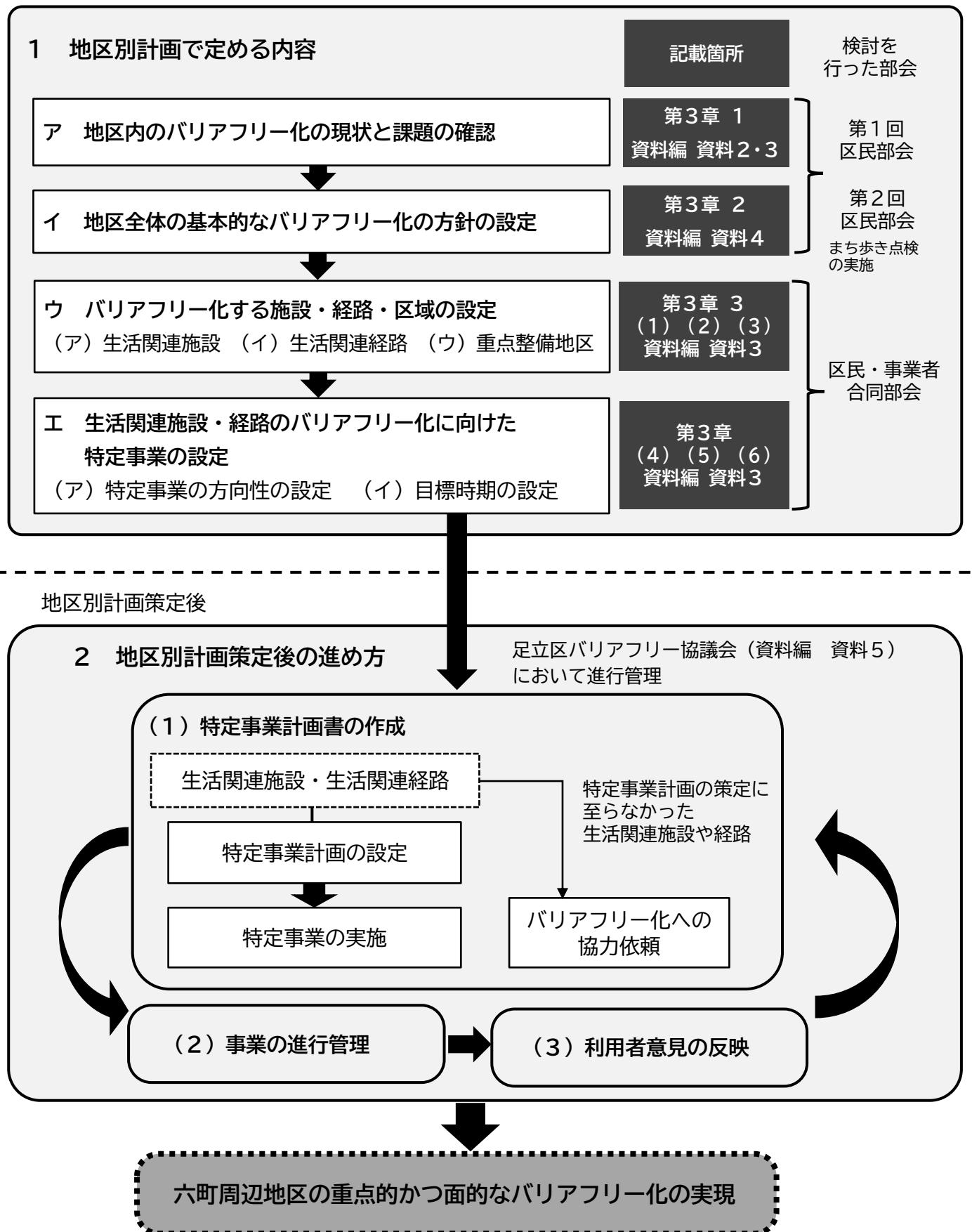
一方、区は、高齢者や障がい児・者、子育て中の方等を含む区民、関係事業者、学識経験者及び区の職員等からなる「足立区バリアフリー協議会」（資料5参照）において、P D C Aサイクルを用いて事業の進行管理を行い、地区内のバリアフリー化の促進に努めます。概ね5年ごとに、特定事業その他の事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、地区別計画を変更していきます。

（3）利用者意見の反映

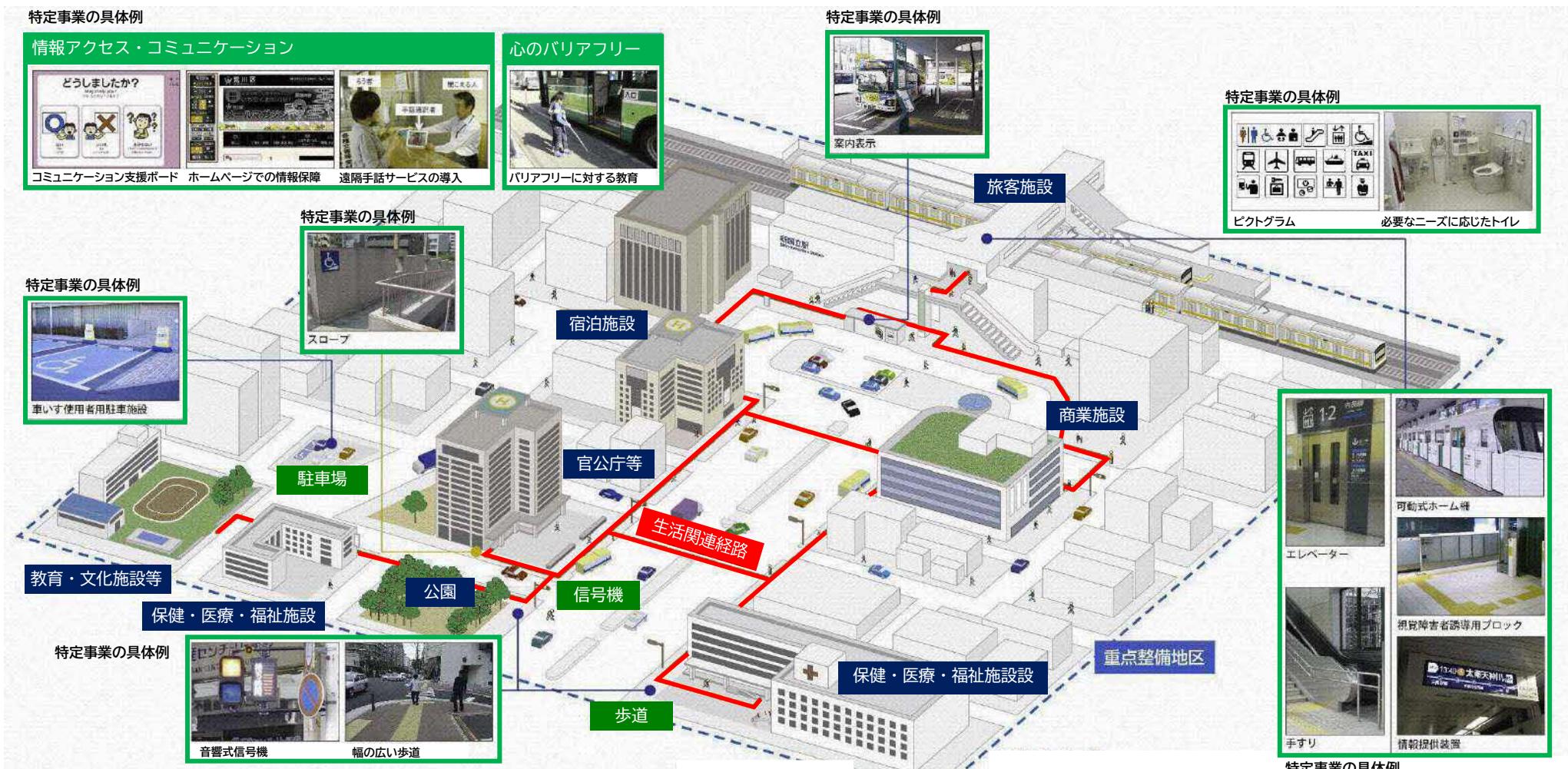
施設の完成後においても、区は各事業者と連携し、高齢者、障がい児・者、子育て中の方等の利用者と共に、施設の利便性等のチェックを行い、より使いやすい施設となるよう改善に取り組みます。

さらに今後、バリアフリー法第25条の2を踏まえ、まちの状況に大きな変化が生じた場合やバリアフリーに関する法令改正や技術開発が進められた場合など、必要に応じて地区内の各施設管理者に対して、一層のバリアフリー化への協力を求めるとともに、地区別計画や特定事業計画の見直しについても協議や調整を図っていきます。

地区別計画で定める内容及び地区別計画策定後の進め方



(参考) 重点整備地区内の重点的かつ面的なバリアフリー化のイメージ



【地区別計画の内容】

ア バリアフリー化の現状
と課題の確認

イ バリアフリー化の基
本的な方針の設定

ウ バリアフリー化する施設・経路・区域の設定
(ア) 生活関連施設
(イ) 生活関連経路
(ウ) 重点整備地区の区域



エ 生活関連施設・経路のバリアフリー化に
向けた**特定事業の設定**

(ア) 特定事業の方向性の設定
(イ) 目標時期の設定

(出典：「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」より一部説明を加筆)

第2章 六町周辺地区におけるバリアフリー地区別計画の策定

1 地区別計画（六町周辺地区）の策定にいたる経緯

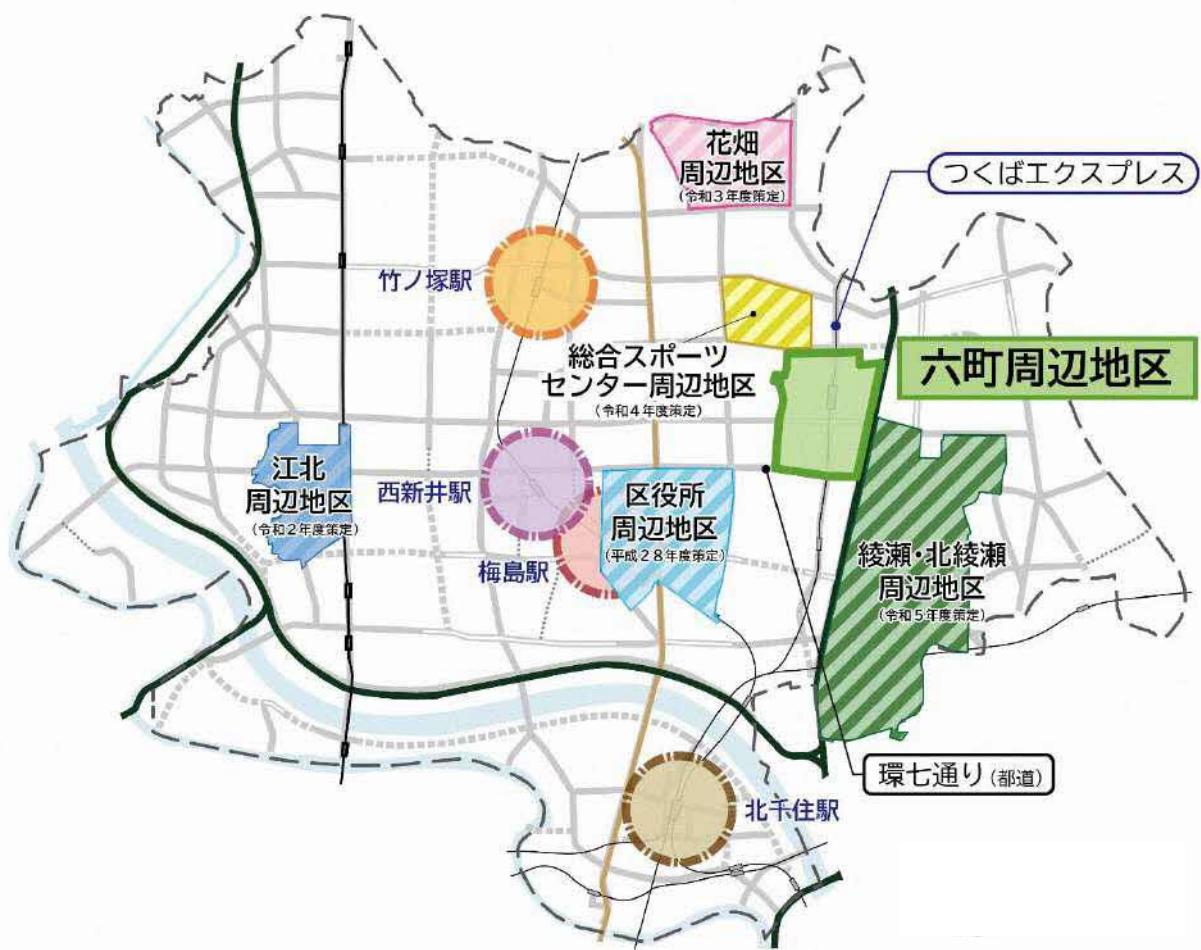
六町周辺地区では、平成28年12月に「六町ゾーンエリアデザイン計画」が策定されています。この計画では、“多世代が充足感を持って住み続ける元気なまち”をテーマに、駅前区有地の活用事業をはじめとした事業が実施されています（14ページの表を参照）。

のことから、六町周辺地域においては、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する施設と、それら施設を結ぶ道路等について面的なバリアフリー化を実施することの必要性が高まっており、「足立区バリアフリー地区別計画（六町周辺地区編）」の策定に至りました。

区内の主要な鉄道駅周辺と六町周辺地区における地区別計画策定を検討する時期※について

| 地区名 | 検討を開始すべき主な要素 | 検討を開始する時期 |
|----------|--|---|
| 北千住駅周辺地区 | ① 駅構内及び駅周辺の経路・動線についての課題解決の方向性の確定 ② 東口に接する商店街通りの拡幅整備の目途 ③ 北千住エリアデザイン計画の策定 | 関係者と協議や調整を行い、バリアフリー事業について一定の見通しが明らかになった段階 |
| 六町駅周辺地区 | ① 「六町四丁目付近土地区画整理事業」の進行 ② 駅前区有地活用事業の検討が本格化 ③ 六町エリアデザイン計画の作成 | 当該区画整理事業の完了にめどが立ち、駅前区有地活用事業やその周辺のまちづくりについて見通しが明らかになった段階 |
| 西新井駅周辺地区 | ① 西口駅前広場の改修の方向性が確定 ② 西新井エリアデザイン計画の策定 | 地区計画の策定等、駅周辺のまちづくり計画の策定にあわせて |
| 竹ノ塚駅周辺地区 | ① 連続立体交差事業の完了 ② 竹の塚エリアデザイン計画の策定 | 連続立体交差事業の完了後の駅周辺のまちづくり計画策定にあわせて |

※上位計画「足立区バリアフリー推進計画」P31の表において時点修正等を行い、作成しました。



重点整備地区

〈地区別計画 策定済〉

| | | |
|---|----------------|----------|
|  | 区役所周辺地区 | 平成28年度策定 |
|  | 江北周辺地区編 | 令和2年度策定 |
|  | 花畠周辺地区 | 令和3年度策定 |
|  | 総合駅°-ツセンタ-周辺地区 | 令和4年度策定 |
|  | 綾瀬・北綾瀬周辺地区 | 令和5年度策定 |
|  | 本計画により策定 | 令和6年度策定 |

都市計画道路

- 完成路線
 - 事業中路線
 - 優先整備路線
 - その他の計画道路
 - 国道
 - 首都高
 - 鉄道

令和6年11月現在

第3章 六町周辺地区におけるバリアフリーの取り組み

1 六町周辺地区のバリアフリーの現状と課題

（1）六町周辺地区の主な事業と面的なバリアフリー化

六町周辺地区は、区の東部に位置し、令和4年度に地区別計画が策定された総合スポーツセンター周辺地区と、令和5年度に地区別計画が策定された綾瀬・北綾瀬周辺地区の間に立地しています。地区の中央につくばエクスプレス六町駅、南側には一つ家第一公園が立地しており、地区の東側には南北方向に綾瀬川と首都高速道路が、地区の南側には都道318号（環七通り）が東西方向に走っています（次ページの地図を参照）。

六町周辺地区では、駅前区有地や周辺の環境整備などのまちづくりが行われており、新規施設の建設時にはユニバーサルデザインに配慮した施設となるような取り組みが実施されています。

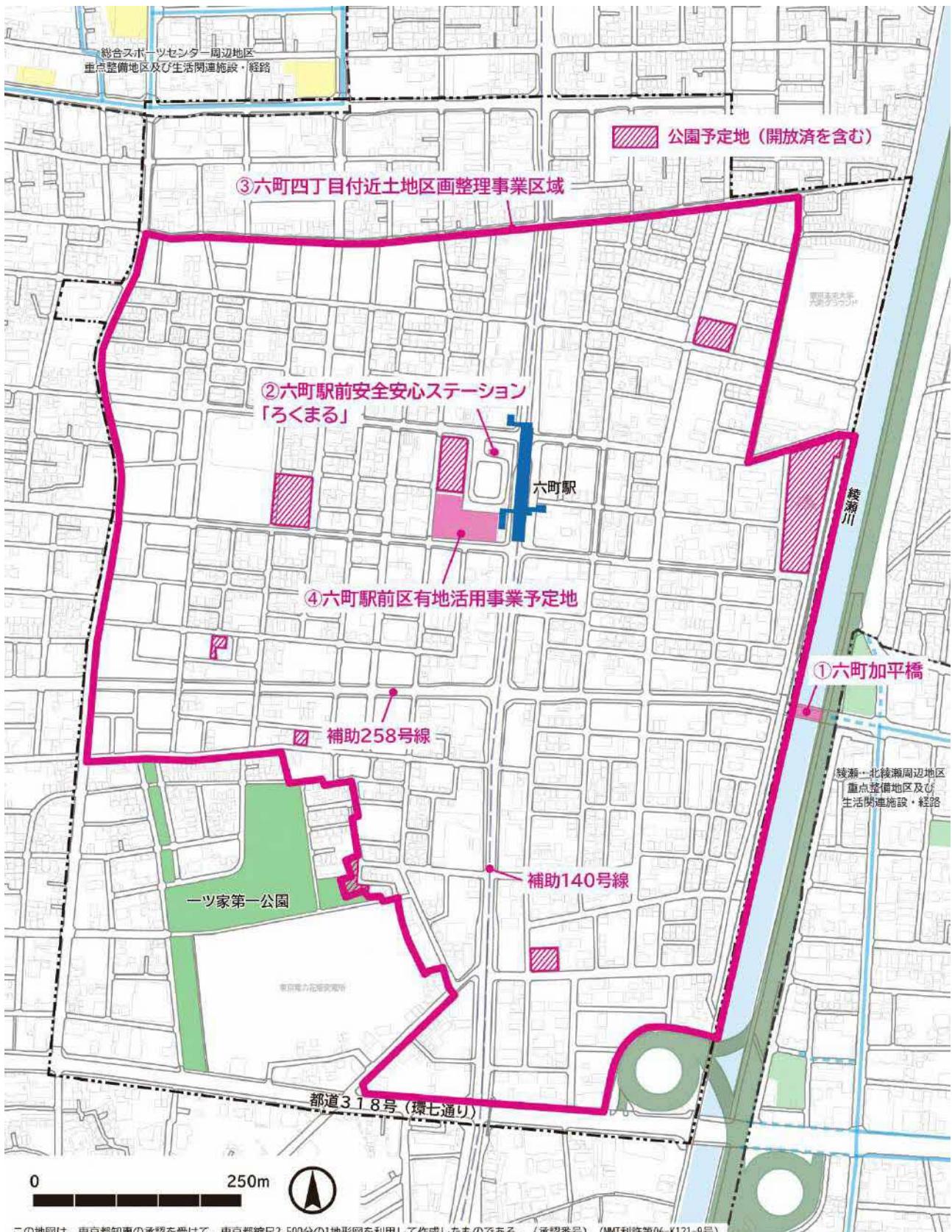
それらに合わせて、本計画によって既存施設や道路等のバリアフリー化の事業を計画し、順次実施することで、地区全体の面的なバリアフリー化を進めます。

六町周辺地区の主な事業

| | 事業実施箇所 | 各種計画に記載の整備概要・趣旨 | スケジュール |
|---|----------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| ① | 六町加平橋 | 開通工事 | 令和3年全面開通 |
| ② | 六町駅前安全安心ステーション「ろくまる」 | 防犯活動拠点の整備 | 令和3年開設 |
| ③ | 六町四丁目付近土地区画整理事業 | 都市基盤の整備 | 事業期間 令和9年度予定 |
| | 都市計画道路 | 補助140号線、補助258号線整備・開通 | 開通済 |
| | 公園予定地 | 新たな公園の整備 | 令和9年度末まで 順次整備予定 |
| ④ | 六町駅前区有地活用事業 | 複合商業施設（「賑わい施設」） と駐輪場の整備及び運営 | 令和10年度 開設予定 (地下接続がある場合) |

※ 事業実施箇所については、次ページの地図を参照。
上表①～④はスケジュールの順に記載しています。

六町周辺地区の主な事業



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (NMT利許第06-K121-9号)

（2）六町周辺地区のバリアフリー化の現状と課題

六町周辺地区のバリアフリー化の課題を整理するため、地区内の公共交通や道路、公園等を対象に、まちづくり推進委員、障がい者団体、地元住民等で構成された区民部会において、7月から8月にかけてまち歩き点検を行いました（詳細は50ページの資料4を参照）。

まち歩き点検での指摘や要望等を踏まえ、各施設のバリアフリーの現状や課題を整理した結果を以下に示します。

六町周辺地区のバリアフリー化の現状と課題

| 対象施設 | | バリアフリー化の現状と課題 |
|------|---------|---|
| 種別 | 内容 | |
| 公共交通 | 鉄道駅 | 六町駅には、エレベーター、バリアフリートイレ、視覚障がい者誘導用シートやブロック、ホームドアが設置されている。 |
| | バス停 | 歩行に十分な歩道幅員が確保できないなど、法令等により設置不可能な場所を含め、上屋やベンチが設置されていない。 |
| 道路等 | 歩道の幅員等 | 歩道が狭い箇所や、歩道が連続していない箇所がある。 |
| | 歩道の平坦性 | 歩道が傾斜しておりベビーカーや車椅子等が通行しにくい箇所がある。 |
| | | 歩道と車道の境目の段差が大きい箇所がある。 |
| | | 建物入口等の切り下げにより、歩道が波打っている箇所がある。 |
| | 誘導用ブロック | 視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所や、マンホール等で一部欠けている箇所がある。 |
| | 電柱 | 歩道上や路側帯の白線の内側に電柱があり、通行部分が狭くなっている箇所がある。 |
| | 横断歩道 | 駅付近など、歩行者の利用が多い交差点には横断歩道が設置されていると安心。 |
| | 信号機等 | 交差点で、信号や視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。 |
| 路面標示 | | 路面の標示がかすれたり、破損している箇所がある。 |

※ 施設・路線ごとの具体的な点検結果は、50ページ以降（資料4）をご参照ください。

また、課題に対する取り組みについては、26ページ以降（第3章-3-(5)）をご参照ください。

| 対象施設 | | バリアフリー化の現状と課題 |
|------|--------|--|
| 種別 | 内容 | |
| 公園 | 出入口や園路 | 出入口に急な坂、凹凸、車止め等があり簡単に入れない箇所がある。 |
| | | 園路などに段差や凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等で移動しづらい箇所がある。 |
| | トイレ | バリアフリートイレがある場合は、大型ベッドなどの機能の追加を検討してはどうか。 |
| | | 日中は照明がつかない、女性用トイレがないなど、防犯上の配慮が必要な箇所がある。 |
| | 施設 | 水飲み場の蛇口が誰もが利用しやすい形状になっていない公園がある。 |
| | | ベンチなど休憩できる施設がない公園がある。 |
| 建築物 | 出入口 | 周辺の道路から出入口まで視覚障がい者誘導用ブロックが連続して設置されていない施設がある。 |
| | | 出入口のスロープの傾斜が急な施設がある。 |
| | 受付や窓口 | 受付にある記入台が車いす使用者の利用を考慮した高さや形状になっていない施設がある。 |
| | | バリアフリートイレ内に大型ベッドが設置されているとよい。設置されているトイレは広げたときの他の設備の配置にも配慮してほしい。 |
| | 駐車場 | 障がい者等の乗降に配慮した駐車スペースがあるとよい。 |
| | 案内表示 | どのような施設なのか、筆談が可能なのか外からはわかりにくい施設がある。 |
| その他 | 歩道 | 歩道上に雑草や植木、ゴミの収集場所等がはみ出し、通行しにくい箇所がある。 |
| | 自転車 | 歩道にはみ出して停めている自転車や、車道を逆走する自転車がいる。 |

※ 施設・路線ごとの具体的な点検結果は、50ページ以降（資料4）をご参照ください。

また、課題に対する取り組みについては、26ページ以降（第3章-3-(5)）をご参照ください。

2 六町周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針

六町周辺地区の面的なバリアフリー化に向け、第3章の1で整理したバリアフリー化の現状と課題に基づき、バリアフリー法等の法令・基準を踏まえて、以下の3点をバリアフリー化の基本的な方針として設定し、計画を策定していきます。

なお、このバリアフリー化の基本的な方針は、6ページで示した六町周辺地区における生活関連施設、生活関連経路を管理する事業者（例えば、足立区、東京都などの地方公共団体など）を対象としています。

六町周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針

基本方針1

六町駅を中心とした徒歩圏において、不特定多数の人が利用する施設とそれらの施設間を結び回遊性を担保する道路を対象とした、まちの面的・一体的なバリアフリー化を推進する。

基本方針2

高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国人の方等が六町駅等の公共交通から周辺施設に円滑に移動できるように、バリアフリー化された歩行空間ネットワークを形成する。

基本方針3

施設や道路のバリアフリー化等のハード面での整備に加え、施設を利用する方々の円滑な移動やコミュニケーションを手助けするための知識や技術を、施設の管理者や職員が身につけるために必要な研修など、施設管理者の接遇や介助水準向上を目指したソフト面の対応策も推進する。

3 生活関連施設・生活関連経路・区域の設定

（1）生活関連施設の設定

第1章2（2）アの通り、六町周辺地区におけるバリアフリー化する対象の施設である生活関連施設を下表のとおり設定します。

六町周辺地区の生活関連施設の一覧

○：区の施設

| 生活関連施設 | | 六町周辺地区内の 対象となる施設 |
|--------|-----------|------------------------|
| 種別 | 種類 | |
| 公共交通 | 特定旅客施設 | 六町駅 |
| 公園 | 都市公園・緑地等 | ○ 花畠東部十号公園 |
| | | ○ 六町四号公園 |
| | | ○ 六町いこいの森 |
| | | ○ 一ツ家第一公園 |
| 建築物 | 公共施設 | ○ 保塚地域学習センター |
| | | ○ 保塚区民事務所 |
| | | ○ 保塚住区センター |
| | | ○ 六町駅前安全安心ステーション「ろくまる」 |
| | 文化・スポーツ施設 | ○ 保塚図書館 |
| | | 六町ミュージアム・フローラ |
| | 医療機関等 | 等潤病院 |
| | | 等潤メディカルプラザ |
| | 商業施設 | ライフ六町駅前店 |
| | | ドラッグセイムス南花畠2丁目店 |
| | | 複合商業施設（六町駅前区有地活用事業予定地） |
| | | まいばすけっと六町駅前店 |
| | 郵便局 | 足立六町郵便局 |
| | 教育施設等 | ○ 加平小学校 |
| | | 石鍋幼稚園 |

※ 施設については、23ページの地図上の北側から南側へ順番に記載しています。

なお、東西同一上に位置する場合、その箇所は西側から東側へ順番に記載しています。

（2）生活関連経路の設定

第1章2（2）イで示した通り、以下のような区道や都道の道路等を六町周辺地区における生活関連経路に設定します。

- ・ 生活関連施設同士を結ぶ経路
- ・ 生活関連施設と最寄りの駅またはバス停とを結ぶ経路
- ・ できる限り歩道のある経路

なお区では生活関連経路を「主要経路」及び「ネットワーク経路」に分類して示します。

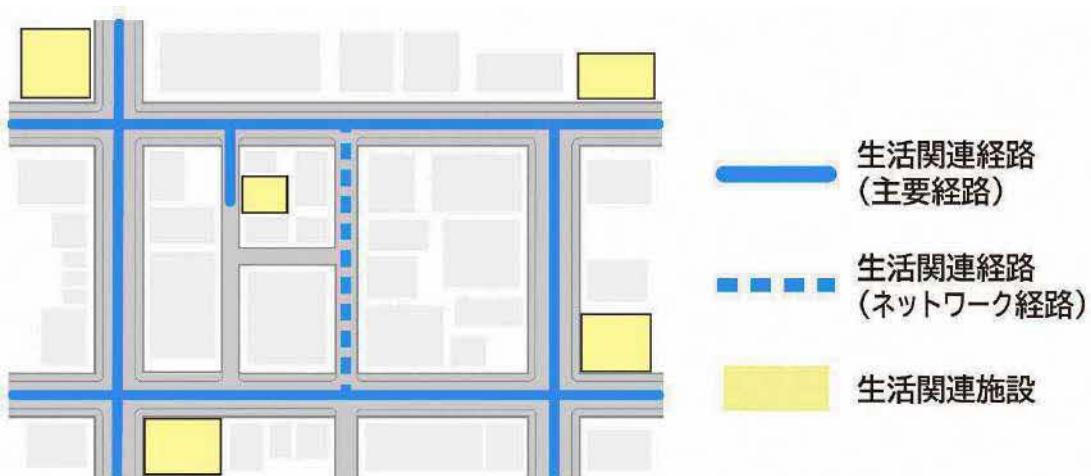
主要経路

バリアフリー化の優先度が高く、歩道や準歩道等により歩行空間を連続的に確保できる経路、又は確保を検討している経路

ネットワーク経路※

バリアフリー化の優先度としては低い、又は歩道や準歩道等はないが、大きな迂回が生じないよう、移動のしやすさ、災害時の人員・物資輸送などの観点からネットワーク性を高めるために必要な経路

主要経路及びネットワーク経路のイメージ



※経路のネットワーク性を高めることにより、目的地までより近い経路を選択して移動したり、災害等で通行できなくなった場合にも別の経路を選択して移動したりすることができます。

六町周辺地区の生活関連経路は、次ページの表のとおりです。

六町周辺地区の生活関連経路の一覧

○：一部ネットワーク経路が含まれる路線

| 生活関連施設 | | 生活関連経路となる道路 | |
|--------|------|---------------|---|
| 種別 | 管理区分 | | |
| 道路 | 東京都 | 都道318号（環七通り） | ○ |
| | | 補助140号 | |
| | 足立区※ | 足立20号（六六通り） | |
| | | 足立21号 | |
| | | 渕江152号 | ○ |
| | | 渕江181号 | |
| | | 渕江252号 | ○ |
| | | 渕江253号 | ○ |
| | | 渕江285号 | |
| | | 渕江358号 | |
| | | 渕江420号 | ○ |
| | | 渕江459号 | |
| | | 渕江466号 | ○ |
| | | 渕江467号 | |
| | | 渕江495号 | ○ |
| | | 渕江517号 | ○ |
| | | 渕江518号 | ○ |
| | | 渕江527号 | |
| | | 渕江554号 | |
| | | 渕江577号 | ○ |
| | | 渕江583号 | ○ |
| | | 渕江590号（環七北通り） | ○ |

都道、区道及び道路番号の順で記載

※ 東京都による「土地区画整理事業」が施行中であり、一部足立区に未引継ぎの箇所が含まれます。

生活関連経路の総延長：約9,008m

(うち主要経路：約5,027m、ネットワーク経路：約3,981m)

（3）重点整備地区的区域の設定

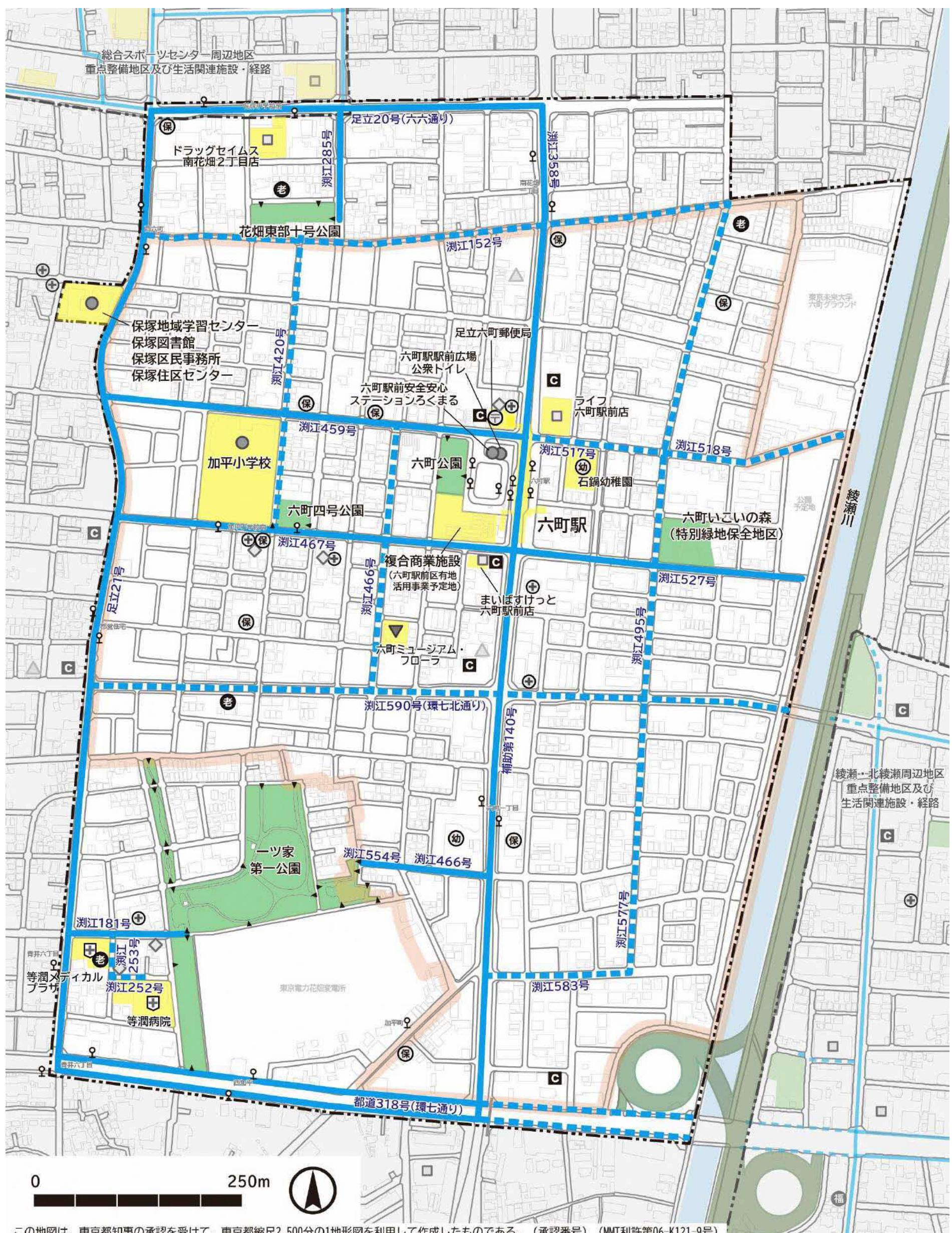
第1章2（2）ウに示した内容に従って、以下の条件をもとに、六町周辺地区における重点整備地区（地区別計画策定）区域として定めます。

六町周辺地区における重点整備地区の区域の条件

- ・ 六町駅を中心とした半径500mの徒歩圏の区域とする
- ・ 河川や幹線道路、町（丁）の境界等の区画を考慮する
- ・ 町（丁）の境界に關係なく、地区内の生活に関連した生活関連施設及び生活関連経路を含めた範囲とする

本計画の重点整備地区（面積：約103ha）は、23ページ（―――線部）の範囲とします。

重点整備地区の区域と生活関連施設・経路



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）（MMT利許第06-K121-9号）

| 凡例 | |
|------------------|-------------------|
| 生活関連施設 | ■ 重点整備地区 (対象範囲) |
| 生活関連施設(公園) | ■ 土地区画整理事業施行区域 |
| 生活関連経路(主要経路) | 足立〇〇号 渕江〇〇号 道路路線名 |
| 生活関連経路(ネットワーク経路) | □ コンビニ |

| 施設凡例 | |
|--------------|---------------|
| ● 公共施設 | 〒 郵便局 |
| □ 商業施設 | △ 金融機関 |
| ✚ 病院 | ○ 幼稚園・保育園 |
| ⊕ 診療所 | ◎ 老人福祉施設・福祉施設 |
| ◆ 薬局・ドラッグストア | ▼ 文化施設 |
| ■ コンビニ | ♀ バス停 |
| | ▲ 公園入口 |

（4）生活関連施設・経路等における特定事業の方向性及び目標時期の設定

第1章2（3）に沿って、第3章1で整理した地区内のバリアフリー化の現状と課題を前提に、生活関連施設・経路等のバリアフリー化を実施する特定事業等の各事業主体に対し、それぞれの方向性及び目標時期を、以下のとおり示します。

ア 生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた方向性の提示

バリアフリー化に向けて、周辺環境の状況や物理的及び予算等による制約等に鑑み、実施することが可能な範囲や方向性を各施設ごとに定めます。

イ 生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の目標時期の設定

本計画における事業完了の目標時期は、本計画で定義している「短期」「長期」を基本とします。

その一方で、現時点では、バリアフリー化を実施するために必要な用地などがない等の理由によりバリアフリー化が困難な施設や、バリアフリー化の実施時期が未確定な施設、また本計画策定前に、既にバリアフリー化されている施設などもあります。

これらの状況を踏まえ、本計画の目標時期について以下のように定めます。

短期 短期（おおむね5年以内）での事業完了を目標に実施する事業

長期 短期では事業完了できないが、長期的な取組みにより事業完了を目指す事業

優先度を考慮して順次

- (1) バリアフリー化に向けて具体的な計画を策定していない施設
- (2) バリアフリー化が施設の一部にとどまっている施設
- (3) 現行法令でのバリアフリー化は完了しているが、法令改正により更なるバリアフリー化を実施する必要がある施設

（5）ハード面※のバリアフリー化に向けた特定事業の設定

高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国人の方等、誰もが安全かつ円滑に利用できる生活関連施設及び経路とするため、各施設の現状や課題を確認し、バリアフリー化を実施する特定事業の設定を行います。

※ハード面：施設や設備、道路といった形ある要素を指す。

ア 公共交通特定事業（鉄道）

今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

| 整備対象 施設 | 事業 主体 | バリアフリー化の 現状と課題 | バリアフリー化に 向けた取り組み | 目標時期 | |
|------------|--------------|---|---|------|----|
| | | | | 短期 | 長期 |
| 六町駅 | （つくば新都心都市鉄道） | バリアフリートイレ、エレベーター、視覚障がい者誘導用シートやブロック、ホームドアが設置されており、駅出入口からホームまでバリアフリー化された経路が整備されている。 | 高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国人の方等が円滑に移動できるよう、法令等に基づき維持更新を行います。 | ○ | ○ |

イ 公共交通特定事業（バス）

足立区総合交通計画において、バス停やバスの車両に関する利用環境の向上について計画が示されている点を考慮した上で、今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

| 整備対象 施設 | 事業 主体 | バリアフリー化の 現状と課題 | バリアフリー化に 向けた取り組み | 目標時期 | |
|------------|----------|--|---|------------|----|
| | | | | 短期 | 長期 |
| バス停 | バス事業者 | 上屋やベンチ、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていないバス停がある。 | 設置するための空間が確保できる箇所には利用状況に合わせ、上屋やベンチ、視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。 | 優先度を考慮して順次 | |
| バス | | 足立区総合交通計画において、バス停や車両の利用環境の向上について計画が示されている。 | 高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方等、誰もが円滑に乗降できるノンステップバスを順次導入します。 | 優先度を考慮して順次 | |

ウ 道路特定事業（32ページに箇所図）

今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

※ 都道、区道及び道路番号の順で記載

| 整備対象 経路 | 事業 主体 | バリアフリー化の現状と課題 | | バリアフリー化に 向けた取り組み | 目標時期 | |
|------------------|----------|---------------|----------------------------------|--------------------------|-----------------------|-----------------------|
| | | 短期 | 長期 | | 短期 | 長期 |
| 都道318号 (環七通り) | 東京都 | 誘導用 ブロック | 視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。 | 視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 補助140号 | 東京都 | 誘導用 ブロック | 視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。 | 視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |

| 整備対象 経路 | 事業 主体 | バリアフリー化の現状と課題 | | バリアフリー化に 向けた取り組み | 目標時期 | |
|------------|----------|---------------|---|--|------|----|
| | | 歩道の 平坦性 | 歩道が平坦ではない又 は舗装がつぎはぎになっ ている箇所がある。 | | 短期 | 長期 |
| 足立20号 | 足立 区 | 誘導用 ブロック | 視覚障がい者誘導用シー トやブロックが設置され ていない箇所がある。 | 平坦な歩行空間をできる だけ連続的に確保すると ともに、適切な段差や勾 配を確保します。 視覚障がい者の地区内 での動線を考慮し、視覚 障がい者誘導用シートや ブロックを設置します。 | ○ | ○ |
| | | 歩道の 幅員等 | 歩道が狭い箇所がある。 | 現在の歩道の幅員・形状 等を考慮して、円滑に移 動できる歩行者空間を整 備します。 | | |
| 足立21号 | 足立 区 | 歩道の 平坦性 | 歩道が平坦ではない又 は舗装がつぎはぎになっ ている箇所がある。 | 平坦な歩行空間をできる だけ連続的に確保すると ともに、適切な段差や勾 配を確保します。 | ○ | ○ |
| | | 誘導用 ブロック | 視覚障がい者誘導用シー トやブロックが連続して いない箇所や、劣化や配 置等によりわかりにくく なっている箇所がある。 | 視覚障がい者の地区内 での動線を考慮し、視覚 障がい者誘導用シートや ブロックを設置します。 | | |
| | | 歩道の 幅員等 | 歩道が狭い箇所がある。 | 現在の歩道の幅員・形状 等を考慮して、円滑に移 動できる歩行者空間を整 備します。 | | |
| 渕江152号 | 足立 区 | 歩道の 平坦性 | 歩道が平坦ではない又 は舗装がつぎはぎになっ ている箇所がある。 | 平坦な歩行空間をできる だけ連続的に確保すると ともに、適切な段差や勾 配を確保します。 | ○ | ○ |
| | | 歩道の 幅員等 | 歩道が狭い箇所がある。 | 現在の歩道の幅員・形状 等を考慮して、円滑に移 動できる歩行者空間を整 備します。 | | |
| 渕江181号 | 足立 区 | 歩道の 平坦性 | 歩道が平坦ではない又 は舗装がつぎはぎになっ ている箇所がある。 | 平坦な歩行空間をできる だけ連続的に確保すると ともに、適切な段差や勾 配を確保します。 | ○ | ○ |

- ※ 具体の整備箇所、整備内容及び整備期間については、地区別計画策定後に事業主体とともに特定事業計画を策定し、これに基づき事業を実施します（9ページ参照）。作成にあたっては、区や各事業主体が有する各種計画・事業等との連携を図っていきます。
- ※ 上表の一部は東京都による「土地区画整理事業」施行中であり、足立区に未引継ぎの箇所が含まれます。都区間での協議に基づく整備や管理引継ぎ時期等を勘案して取り組みます。

| 整備対象 経路 | 事業 主体 | バリアフリー化の現状と課題 | | バリアフリー化に 向けた取り組み | 目標時期 | |
|------------|----------|---------------|--|---|---------------------|----|
| | | 歩道の 平坦性 | 歩道が平坦ではない又 は舗装がつぎはぎになっ ている箇所がある。 | | 短期 | 長期 |
| 渕江285号 | 足立 区 | 誘導用 ブロック | 視覚障がい者誘導用シー トやブロックが設置され ていない箇所がある。 | 平坦な歩行空間をできる だけ連続的に確保すると ともに、適切な段差や勾 配を確保します。 | ○ | ○ |
| | | 歩道の 平坦性 | 歩道が平坦ではない又 は舗装がつぎはぎになっ ている箇所がある。 | 視覚障がい者の地区内 での動線を考慮し、視覚 障がい者誘導用シートや ブロックを設置します。 | | |
| 渕江358号 | 足立 区 | 誘導用 ブロック | 視覚障がい者誘導用シー トやブロックが設置され ていない箇所がある。 | 平坦な歩行空間をできる だけ連続的に確保すると ともに、適切な段差や勾 配を確保します。 | ○ | ○ |
| | | 歩道の 平坦性 | 歩道が平坦ではない又 は舗装がつぎはぎになっ ている箇所がある。 | 視覚障がい者の地区内 での動線を考慮し、視覚 障がい者誘導用シートや ブロックを設置します。 | | |
| 渕江459号 | 足立 区 | 誘導用 ブロック | 視覚障がい者誘導用シー トやブロックが設置され ていない箇所がある。 | 視覚障がい者の地区内 での動線を考慮し、視覚 障がい者誘導用シートや ブロックを設置します。 | 優先度を考慮して 順次 ○ | ○ |
| 渕江467号 | 足立 区 | 誘導用 ブロック | 視覚障がい者誘導用シー トやブロックが設置され ていない箇所がある。 | 視覚障がい者の地区内 での動線を考慮し、視覚 障がい者誘導用シートや ブロックを設置します。 | 優先度を考慮して 順次 ○ | ○ |
| 渕江495号 | 足立 区 | 歩道の 平坦性 | 歩道が平坦ではない又 は舗装がつぎはぎになっ ている箇所がある。 | 平坦な歩行空間をできる だけ連続的に確保すると ともに、適切な段差や勾 配を確保します。 | ○ | ○ |
| | | 電柱 | 歩道や路側帯に、通行部 分が狭くなっている箇所 がある。 | 歩道幅員が狭小な箇所 や路側帯について、他企 業と協議し、電柱移設等 に向けて検討します。 | | |

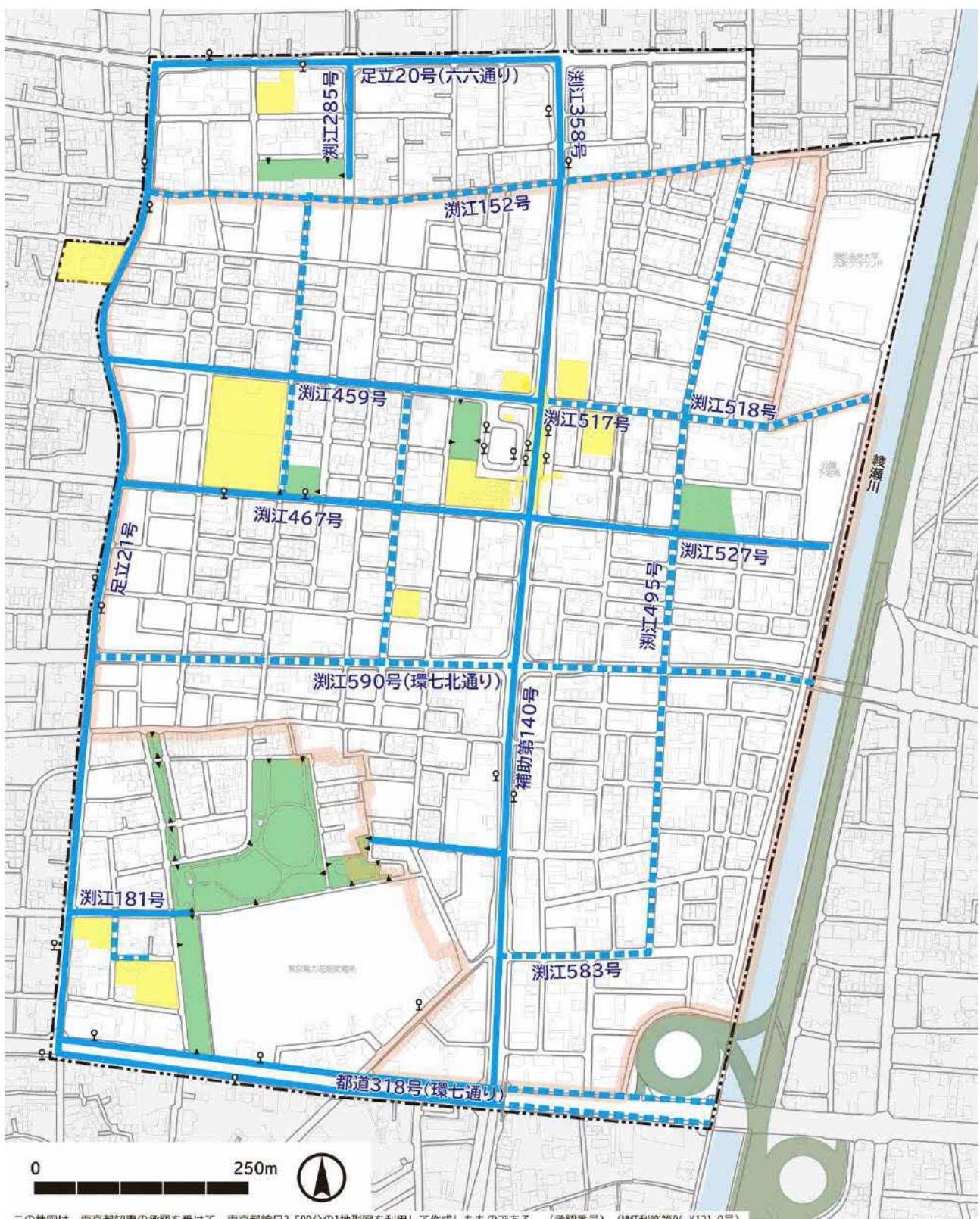
- ※ 具体の整備箇所、整備内容及び整備期間については、地区別計画策定後に事業主体とともに特定事業計画を策定し、これに基づき事業を実施します（9ページ参照）。作成にあたっては、区や各事業主体が有する各種計画・事業等との連携を図っていきます。
- ※ 上表の一部は東京都による「土地区画整理事業」施行中であり、足立区に未引継ぎの箇所が含まれます。都区間での協議に基づく整備や管理引継ぎ時期等を勘案して取り組みます。

| 整備対象 経路 | 事業 主体 | バリアフリー化の現状と課題 | | バリアフリー化に 向けた取り組み | 目標時期 | |
|-------------------|----------|---------------|---|---|----------------|---|
| | | 短期 | 長期 | | | |
| 渕江517号 | 足立区 | 歩道の 幅員等 | 歩道が狭い箇所がある。 | 現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。 | 優先度を考慮して 順次 | |
| | | 歩道の 平坦性 | 歩道が平坦ではない又は舗装がつぎはぎになっている箇所がある。 | 平坦な歩行空間をできるだけ連続的に確保するとともに、適切な段差や勾配を確保します。 | | |
| 渕江518号 | 足立区 | 歩道の 幅員等 | 歩道が狭い箇所がある。 | 現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。 | | ○ |
| 渕江527号 | 足立区 | 誘導用 ブロック | 視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。 | 視覚障がい者の地区内での動線を考慮し、視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。 | | ○ |
| 渕江583号 | 足立区 | 誘導用 ブロック | 視覚障がい者誘導用シートやブロックが連続していない箇所や、劣化や配置等によりわかりにくくなっている箇所がある。 | 視覚障がい者の地区内での動線を考慮し、視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。 | | ○ |
| 渕江590号 (環七北通り) | 足立区 | 歩道の 平坦性 | 歩道が平坦ではない又は舗装がつぎはぎになっている箇所がある。 | 平坦な歩行空間をできるだけ連続的に確保するとともに、適切な段差や勾配を確保します。 | 優先度を考慮して 順次 | |
| | | 誘導用 ブロック | 視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。 | 視覚障がい者の地区内での動線を考慮し、視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。 | | |

- ※ 具体の整備箇所、整備内容及び整備期間については、地区別計画策定後に事業主体とともに特定事業計画を策定し、これに基づき事業を実施します（9ページ参照）。作成にあたっては、区や各事業主体が有する各種計画・事業等との連携を図っていきます。
- ※ 上表の一部は東京都による「土地区画整理事業」施行中であり、足立区に未引継ぎの箇所が含まれます。都区間での協議に基づく整備や管理引継ぎ時期等を勘案して取り組みます。

道路特定事業箇所図

※下図のうち、路線番号の記載がある道路が特定事業に該当します。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT利許第06-K121-9号)

凡例

| | |
|------------------------|----------------------|
| ■ 生活関連施設 | □ 重点整備地区 (対象範囲) |
| ■ 生活関連施設(公園) | |
| ■ 生活関連経路(主要経路) | 足立〇〇号 渋江〇〇号 道路路線名 |
| ■ 生活関連経路 (ネットワーク経路) | □ 土地区画整理事業 施行区域 |

工 交通安全特定事業

今後、特定事業計画を策定し、事業を実施します。

| 整備対象 施設 | 事業 主体 | バリアフリー化の現状と課題 | バリアフリー化に 向けた取り組み | 目標時期 | |
|-------------|----------|---------------------------|---|--|---|
| | | | | 短期 | 長期 |
| 重点整備 地区内 | 東京都公安委員会 | 信号機 及び エスコート ゾーン | 交差点等で、エスコート ゾーンや音響機能付信号 などが設置されていない 個所がある。 | 視覚障がい者誘導用ブ ロック等の設置状況や 周辺の交通状況等を勘 案し、必要に応じてエス コートゾーンの整備や 音響機能付信号機を設 置します。 | 優先度を考慮して 順次 <input type="radio"/> <input type="radio"/> |
| | | 交通規制 標識 路面標示 | 反射材料等を用いた道路 標識（規制標識）や道路 標示を設置し、誰もが安 全に通行できる道路とす る必要がある。 | 高輝度な道路標識及び 道路標示の設置に関す る事業を実施します。 | 優先度を考慮して 順次 <input type="radio"/> <input type="radio"/> |

オ 公園特定事業（都市公園）（38ページに箇所図）

今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

※ 区立公園については、38ページの地図上の北側から南側へ順番に記載しています。

なお、東西同一上に位置する場合、その箇所は西側から東側へ順番に記載しています。

| 整備対象施設 | 事業主体 | バリアフリー化の現状と課題 | | バリアフリー化に向けた取り組み | 目標時期 | |
|----------|------|---------------|---|-----------------------------|------|----|
| | | 短期 | 長期 | | 短期 | 長期 |
| 花畠東部十号公園 | 足立区 | 施設 | 高齢者、障がい児・者、子ども等が利用しやすいベンチ等の施設があるとい。 | 適切な座面の高さ・形状等を考慮したベンチを設置します。 | | ○ |
| 六町公園 | 足立区 | 出入口や園路 | 段差や車止めにより誰もが円滑に出入りできない出入口がある。 | 出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。 | | ○ |
| | | | 園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。 | | | |
| | | 施設 | 高齢者、障がい児・者、子ども等が利用しやすいベンチ等の設備があるとい。 | 適切な座面の高さ・形状等を考慮したベンチを設置します。 | ○ | |

※ 具体の整備箇所、整備内容及び整備期間については、地区別計画策定後に事業主体とともに特定事業計画を策定し、これに基づき事業を実施します（9ページ参照）。作成にあたっては、区や各事業主体が有する各種計画・事業等との連携を図っていきます。

| 整備対象 施設 | 事業 主体 | バリアフリー化の現状と課題 | | バリアフリー化に 向けた取り組み | 目標時期 | |
|-------------|----------|---------------|--|--|----------------|---|
| | | 短期 | 長期 | | | |
| 一ツ家 第一公園 | 足立区 | 公園 全体 | 出入口、園路、施設等にバ リアフリー化の必要性が ある箇所がある。 | 現在の出入口及び園路 の構造や、施設の状況 等を考慮して、安全かつ快適に利用できる公 園を整備します。 | | ○ |
| | | 出入口 や園路 | 段差や車止めにより誰も が円滑に出入りできない 出入口がある。 園路などに段差、凹凸、急 勾配な部分があり、ベビー カーや車椅子等が通りに くい箇所がある。 | 出入口及び園路の平坦 性、適切な勾配・段差を 確保します。 | ○ | ○ |
| | | トイレ | トイレ全体の機能を充実 させる必要がある。 | トイレの建替えの際、 機能の分散配置を踏ま えて見直します。 | | ○ |
| | | 案内 サイン | 高齢者、障がい児・者、子 ども、子育て中の方、外國 人の方等にわかりやすい 案内板があるとよい。 | 図や多言語などを用い て、利用者にわかりや すい案内板を設置しま す。 | 優先度を考慮して 順次 | ○ |

※ 具体の整備箇所、整備内容及び整備期間については、地区別計画策定後に事業主体とともに特定事業計画を策定し、これに基づき事業を実施します（9ページ参照）。作成にあたっては、区や各事業主体が有する各種計画・事業等との連携を図っていきます。

力 建築物特定事業（38ページに箇所図）

地区内の公共施設は、それぞれの建築物において、東京都福祉のまちづくり条例や足立区公共施設等整備基準、足立区環境整備基準等の法令に沿って、ユニバーサルデザインに配慮して設計、建築を行っている施設が多数を占めています。この点を考慮した上で、今後、足立区環境整備基準や公共施設等整備基準等の基準等に基づき、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

※ 施設については、38ページの地図上の北側から南側へ順番に記載しています。

なお、東西同一上に位置する場合、その箇所は西側から東側へ順番に記載しています。

| 整備対象 施設 | 事業 主体 | バリアフリー化の 現状と課題 | バリアフリー化に 向けた取り組み | 目標時期 | |
|---|----------|---|---|------|----|
| | | | | 短期 | 長期 |
| 保塚地域学習 センター・ 保塚図書館・ 保塚区民事務 所・ 保塚住区 センター | 足立 区 | 建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。 | 法令や基準等の今後の改正や、新たな要望等を考慮して、より安全・快適かつ円滑に移動・利用できるよう施設の維持更新を行います。 | | ○ |
| | | 道路等から主要な出入口、施設内の受付や案内所等まで、連続して視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。 | 道路等から主要な出入口、施設内の受付や案内所等まで、バリアフリー化された経路を連続的に確保とともに、視覚障がい者誘導用ブロック又は音声設備等により基準に沿った誘導を行います。 | | ○ |
| | | 障がい者等の乗降に配慮した駐車スペースがあるが、改善の余地がある。 | 現在の構造等を考慮しながら、最新の法令や基準に沿うよう障がい者等の乗降・周囲の移動に配慮した駐車スペースの維持更新を行います。 | | ○ |
| | | 受付カウンターが車椅子使用者が利用できる構造になっていない。 | 施設の修繕・更新時期を見据えながら、車椅子使用者が利用できる受付カウンター設置又は記載台の円滑な案内を行うとともに、筆談用具を準備し、その旨を見やすい位置に表示します。 | ○ | ○ |
| | | 受付に筆談で対応する表示があるとよい。 | | | |

※ 具体の整備箇所、整備内容及び整備期間については、地区別計画策定後に事業主体とともに特定事業計画を策定し、これに基づき事業を実施します（9ページ参照）。作成にあたっては、区や各事業主体が有する各種計画・事業等との連携を図っていきます。

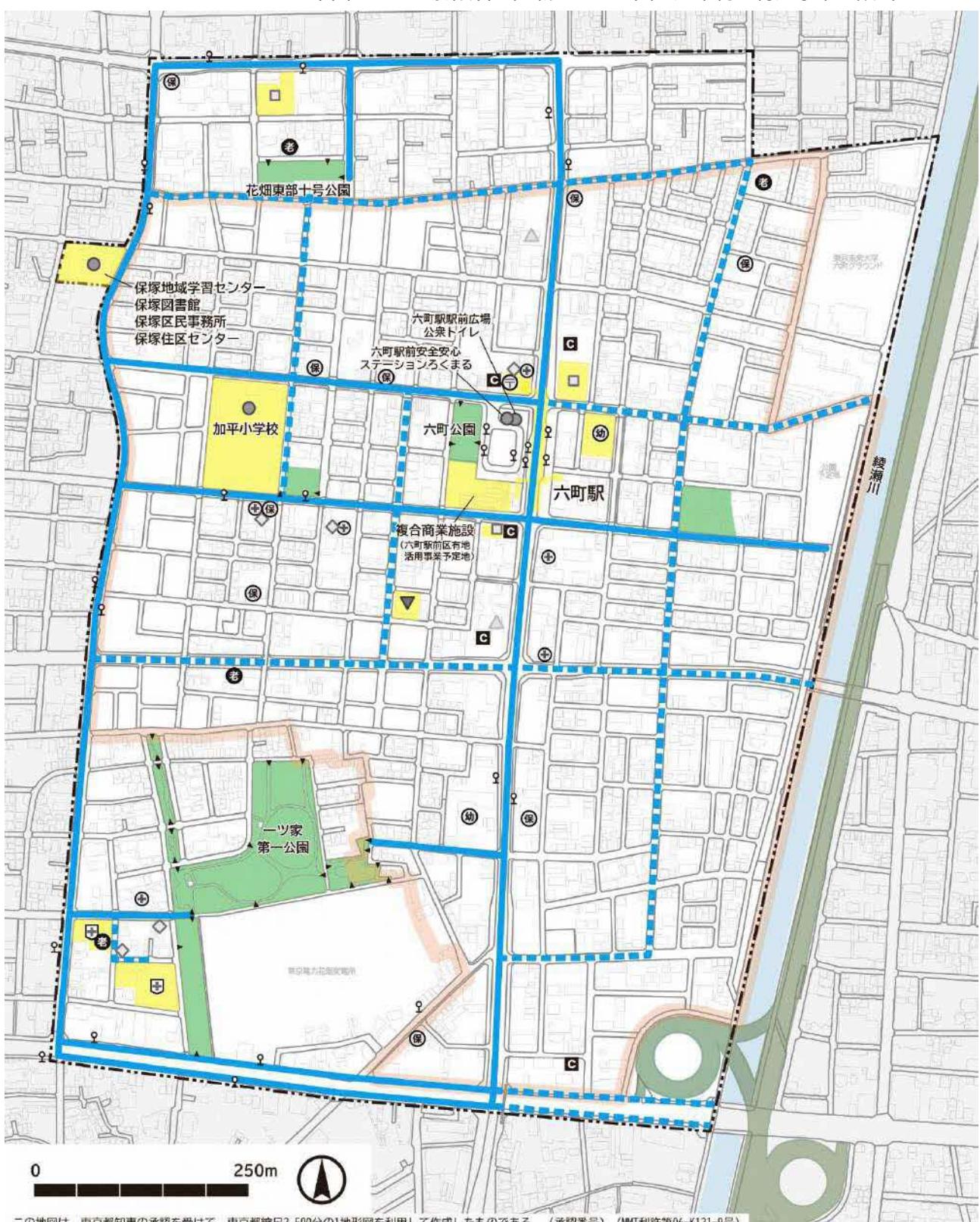
| 整備対象 施設 | 事業主 体 | バリアフリー化の 現状と課題 | バリアフリー化に 向けた取り組み | 目標時期 | |
|-------------------------------------|------------------------------------|--|---|-----------------------|----|
| | | | | 短期 | 長期 |
| 六町駅前 安全安心 ステーション 「ろくまる」 | 足立区 | 建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。 | 法令や基準等の今後の改正や、新たな要望等を考慮して、より安全・快適かつ円滑に移動・利用できるよう施設の維持更新を行います。 | | ○ |
| | | 受付に筆談で対応する表示があるとよい。 | 受付や窓口カウンターに筆談用具がある旨を見やすい位置に表示します。 | ○ | |
| | | 案内表示が目立たない、わかりにくいものがある。 | 利用者に分かりやすい位置（建物の外または入口）に案内表示を設置します。 | ○ | |
| 六町駅 駅前広場 公衆トイレ | 足立区 | バリアフリートイレはあるが、高齢者、障がい児・者等の方々が更に使いやすいようにするとよい。 | トイレの機能分散を考慮し、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方等が円滑に利用できるよう維持更新します。 | 優先度を考慮して 順次 ○ ○ | |
| 加平小学校 | 足立区 | 法令や基準等に基づき、ユニバーサルデザインに配慮して、施設が整備されている。 | 法令や基準等を考慮して、より安全・快適かつ円滑に移動・利用できるよう施設の維持更新を行います。 | 優先度を考慮して 順次 ○ ○ | |
| 複合商業施設・ 駐輪場 (六町駅前区有 地活用事業) | 東神 開発 株式 会社 (※) 足立区 | 法令や基準等に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した施設を計画する。 | 法令や基準等を考慮して、安全・快適かつ円滑に移動・利用できるよう施設を整備します。 | ○ | |

※ 区有地において、民間事業者が複合商業施設と駐輪場の整備及び運営を行う PPP 事業。

PPP (Public Private Partnership) 事業とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

公園特定事業・建築物特定事業箇所図

※下図のうち、施設名の記載がある公園・建築物が特定事業に該当します。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）（MMT利許第06-K121-9号）

凡例

■ 生活関連施設

■ 生活

■ 生活関連経路(主要経路)

■ 生活関連経路
(ネットワーク経路)

□ 重点整備地区
(対象範囲)

足立〇〇号
渕江〇〇号

道路路線名

■ 土地区画整理事業
施工区域

施設凡例

● 公共施設

□ 商業施設

◆ 病院

◆ 診療所

◆ 薬局・ドラッグストア

■ コンビニ

〒 郵便局

△ 金融機関

○ 幼稚園・保育園

○ 老人福祉施設・福祉施設

▽ 文化施設

○ バス停

▲ 公園入口

（6）ソフト面での特定事業の設定

ア 教育啓発特定事業

バリアフリー化に関する教育啓発活動の現状を踏まえ、今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

| 整備対象 施設 | 事業 主体 | バリアフリー化の 現状と課題 | バリアフリー化に 向けた取り組み | 目標時期 | |
|-------------|----------|--|--|------|----|
| | | | | 短期 | 長期 |
| 重点整備 地区内 | 足立 区 | 足立区バリアフリー推進計 画において、移動の手助けや コミュニケーション方法に 配慮した対応等ができるよ うにするための理解や協力 を深める育成等について指 針が示されている。 | ①事業者及び施設管理者等に 対して、高齢者・障がい者等 に対する適切な対応及び必 要な介助等を行うための知 識と技術の向上を図るた め、職員・従業員等に対する 教育の充実を図るよう働き かけます。 ②取組内容の情報発信に理解 と協力を促していきます。 | ○ | ○ |
| | | | ①区民に対して、高齢者、障が い児・者、子ども、子育て中 の方、外国人の方等への接 し方や支援の方法を周知 し、理解と協力を深めるよ う働きかけます。 | ○ | ○ |
| | | 足立区バリアフリー推進計 画において、区民一人ひとり の配慮を必要とした「心のバ リアフリー、ユニバーサルデ ザインの機運の醸成」につい ての指針が示されている。 | ①区民に対して、視覚障がい 者誘導用シートやブロック、 バリアフリートイレ、障 がい者等用の駐車スペース など、必要としている人が 利用できるようにルールを 守り、マナーの向上に努め るよう働きかけます。 ②視覚障がい者誘導ブロック の上に物を置いている区施 設については、改善に向け た対応を実施します。 | ○ | ○ |

| 整備対象施設 | 事業主体 | バリアフリー化の現状と課題 | | バリアフリー化に向けた取り組み | 目標時期 | |
|---------|------|---------------|--|--|------------|---|
| | | 短期 | 長期 | | | |
| 重点整備地区内 | 足立区 | 歩道 | 歩道上に雑草や植栽などがはみ出し、通行しにくい箇所がある。 | ①歩行空間の機能を十分に維持・保全するため、不法占用物に対する移動・撤去等の指導を行います。 ②区管轄外の道路においては道路管理者への働きかけを行います。 | 優先度を考慮して順次 | |
| | | 自転車 | 歩道に置かれた自転車や、歩道上を走る自転車のために歩行者が危ない場合がある。 | ①第11次足立区交通安全計画で計画した自転車利用者の交通ルールの順守や走行マナーの向上の目標達成を目指し、普及啓発を進めます。 | ○ | |
| | | | 足立区バリアフリー推進計画に、区民一人ひとりの配慮を必要とする「心のバリアフリー、心のユニバーサルデザインの機運の醸成」について指針が示されている。 | ①令和6年4月から事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されたことに伴い、企業や店舗の施設管理者に対して、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国人の方等の要望を取り入れ、バリアフリー化の推進に努めるよう働きかけます。 | ○ | ○ |

資料編

資料1 地区の概況

1 公共交通

地区の中央北寄りにつくばエクスプレス六町駅が立地しています。バスは、主要な通りを東武バスセントラル及びコミュニティバス「はるかぜ」が運行しています。また、シェアサイクルのサイクルポートがコンビニ等に複数設置されています。

2 道路

幹線道路としては、地区の中央を南北方向に補助第140号が通っています。東西方向には、地区の北側に六六通り、中央に環七北通り、南側に環七通りが通っています。

歩道は主要な道路に設置されていますが、一部で、幅が2m未満の箇所や、準歩道（車道と歩道が柵のみで区切られ、段差のないもの）や自主管理歩道が設置されています。

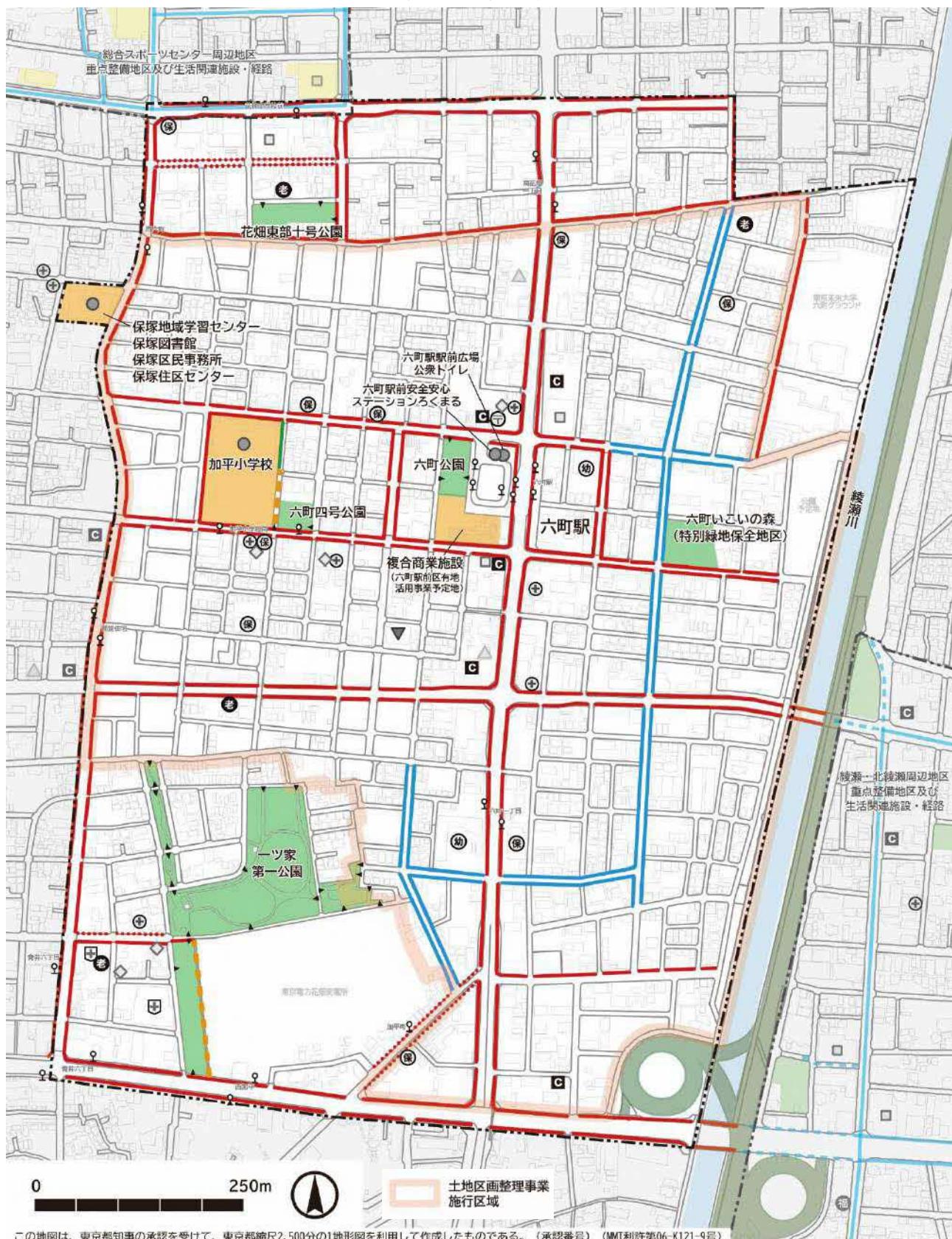
3 主要施設

地区北西側には保塚地域学習センター、保塚図書館、保塚区民事務所、保塚住区センター、加平小学校などの公共施設が立地しています。

地区中央には六町公園、六町駅、六町駅前区有地活用事業予定地、六町いこいの森（特別緑地保全地区）が立地しています。

地区の南側には一つ家第一公園が立地しています。

六町周辺地区の概況

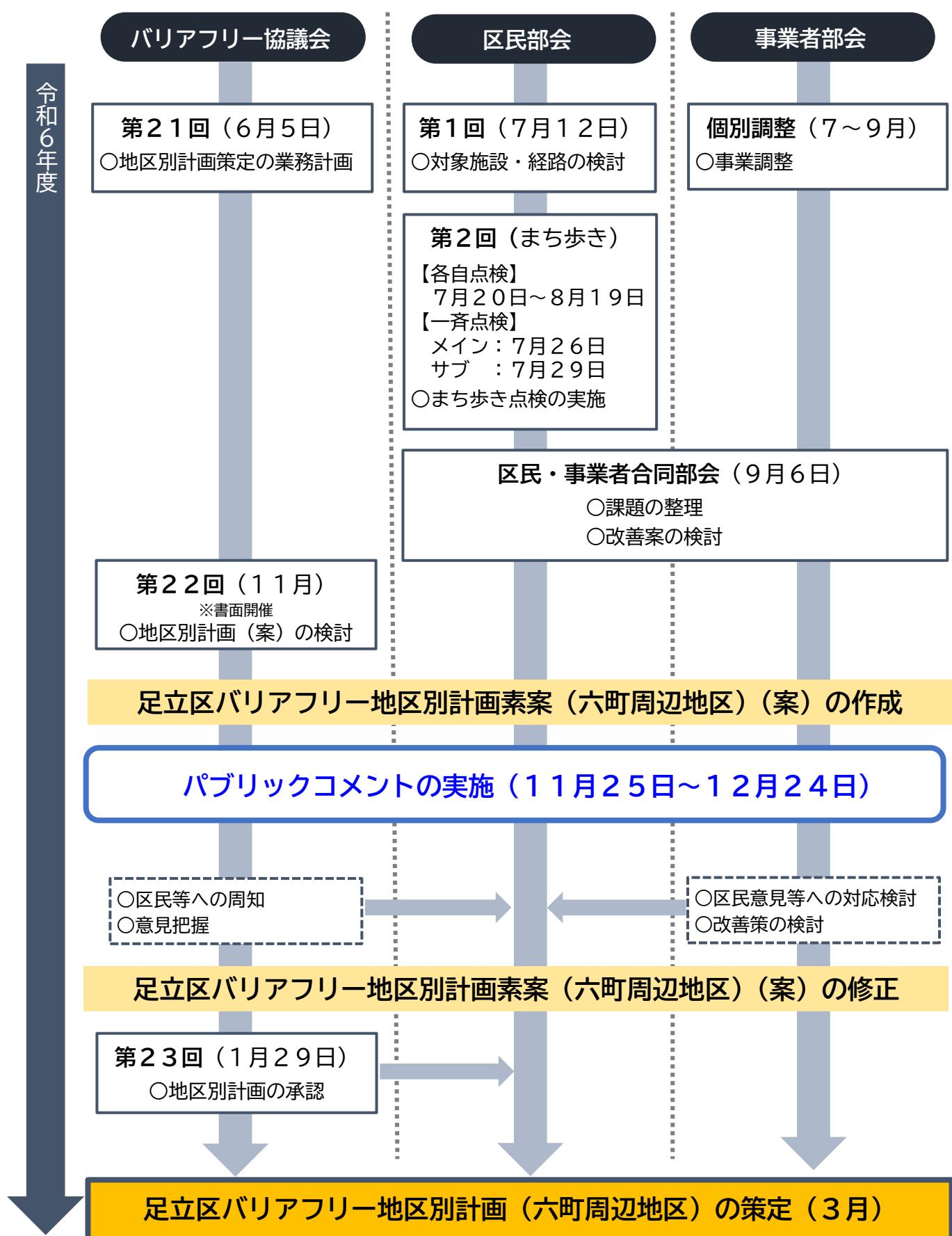


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）（NMT利許第06-K121-9号）

| 施設凡例 | |
|------|-------------|
| ● | 公共施設 |
| □ | 商業施設 |
| ✚ | 病院 |
| ⊕ | 診療所 |
| ◆ | 薬局・ドラッグストア |
| ■ | コンビニ |
| 〒 | 郵便局 |
| △ | 金融機関 |
| 幼保 | 幼稚園・保育園 |
| 老福 | 老人福祉施設・福祉施設 |
| ▼ | 文化施設 |
| ♀ | バス停 |
| ▲ | 公園入口 |

| | |
|-----|------------|
| ■ | 公共施設 |
| ■ | 公園・緑地等 |
| — | 歩道（幅員2m以上） |
| ··· | 歩道（幅員2m未満） |
| — | 準歩道 |
| — | 歩道（自主管理） |
| — | 歩行者専用道 |

資料2 検討の経緯



資料3 足立区バリアフリー協議会・各部会の検討概要

(1) 足立区バリアフリー協議会の開催概要

足立区バリアフリー協議会では、六町周辺地区を対象に、利用者の視点でバリアフリー化の問題点や課題を抽出しました。

バリアフリー協議会の実施概要

| 回（開催日） | 検討内容 |
|----------------------------|--|
| 第21回 (令和6年6月5日) | <ul style="list-style-type: none"> 地区別計画（六町周辺地区編）の策定について 地区別計画（総合スポーツセンター周辺地区編）の特定事業計画の策定について 地区別計画（区役所周辺地区編）の特定事業計画の実施報告および時点更新について |
| 第22回 (令和6年11月) ※書面開催 | <ul style="list-style-type: none"> 区民部会及び事業者部会の開催報告 地区別計画（六町周辺地区）（案）について |
| 第23回 (令和7年1月29日) | <ul style="list-style-type: none"> 足立区バリアフリー地区別計画（六町周辺地区）のパブリックコメントの結果及びバリアフリー地区別計画（六町周辺地区）（案）について 足立区バリアフリー地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区）の策定に伴う特定事業計画の作成について |

参加団体

- ・ 足立区まちづくり推進委員会
- ・ 足立区友愛クラブ連合会
- ・ 足立区女性団体連合会
- ・ 東日本旅客鉄道株式会社
- ・ 京成電鉄株式会社
- ・ 首都圏新都市鉄道株式会社
- ・ 東武バスセントラル株式会社
- ・ 朝日自動車株式会社
- ・ 京成タウンバス株式会社
- ・ 国際興業株式会社
- ・ (一社)東京ハイヤー・タクシー協会
- ・ 警視庁西新井警察署
- ・ 警視庁綾瀬警察署
- ・ 東京都都市整備局
- ・ 東京都建設局第六建設事務所
- ・ 足立区障害者団体連合会
- ・ 足立区民生・児童委員協議会
- ・ 足立区商店街振興組合連合会
- ・ 東武鉄道株式会社
- ・ 東京地下鉄株式会社
- ・ 東京都交通局総務部
- ・ 日立自動車交通株式会社
- ・ 京成バス株式会社
- ・ 株式会社新日本観光自動車
- ・ 東京都交通局自動車部
- ・ 警視庁千住警察署
- ・ 警視庁竹の塚警察署
- ・ 国土交通省関東運輸局
- ・ 国土交通省関東地方整備局
- ・ 東京都建設局東部公園緑地事務所

(2) 区民部会の開催概要

区民部会では、六町周辺地区を対象に、利用者の視点でバリアフリー化の問題点や課題を抽出しました。

区民部会の実施概要

| 回 (開催日) | 検討内容 |
|--------------------------------------|--|
| 第1回 (令和6年7月12日) 会場：足立区生涯学習センター | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活関連施設・経路等の検討 ・ まち歩き点検のルート、点検ポイントの検討 (参加者19名) |
| 第2回 (令和6年7～8月) まち歩き点検 | <ul style="list-style-type: none"> ・ まち歩き点検の実施 (参加者24名) |
| 第3回 (令和6年9月6日) 会場：庁舎ホール | <ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー化の問題点と課題の整理 ・ 改善案の検討 (参加者21名) |

参加団体

- ・ 足立区まちづくり推進委員会
- ・ 足立区商店街振興組合連合会
- ・ 足立区民生・児童委員協議会
- ・ 国際障害者年を進める足立の会
- ・ 足立区ろう者協会
- ・ 足立区肢体不自由児者父母の会
- ・ 足立区女性団体連合会
- ・ 足立区友愛クラブ連合会
- ・ 足立区障害者団体連合会
- ・ 足立区視力障害者福祉協会
- ・ オストミー協会足立分会
- ・ 足立区手をつなぐ親の会

※ 上記団体のほか、地元区民の方3名、地元町会1名、バリアフリー協議会委員1名にもご参加いただきました。

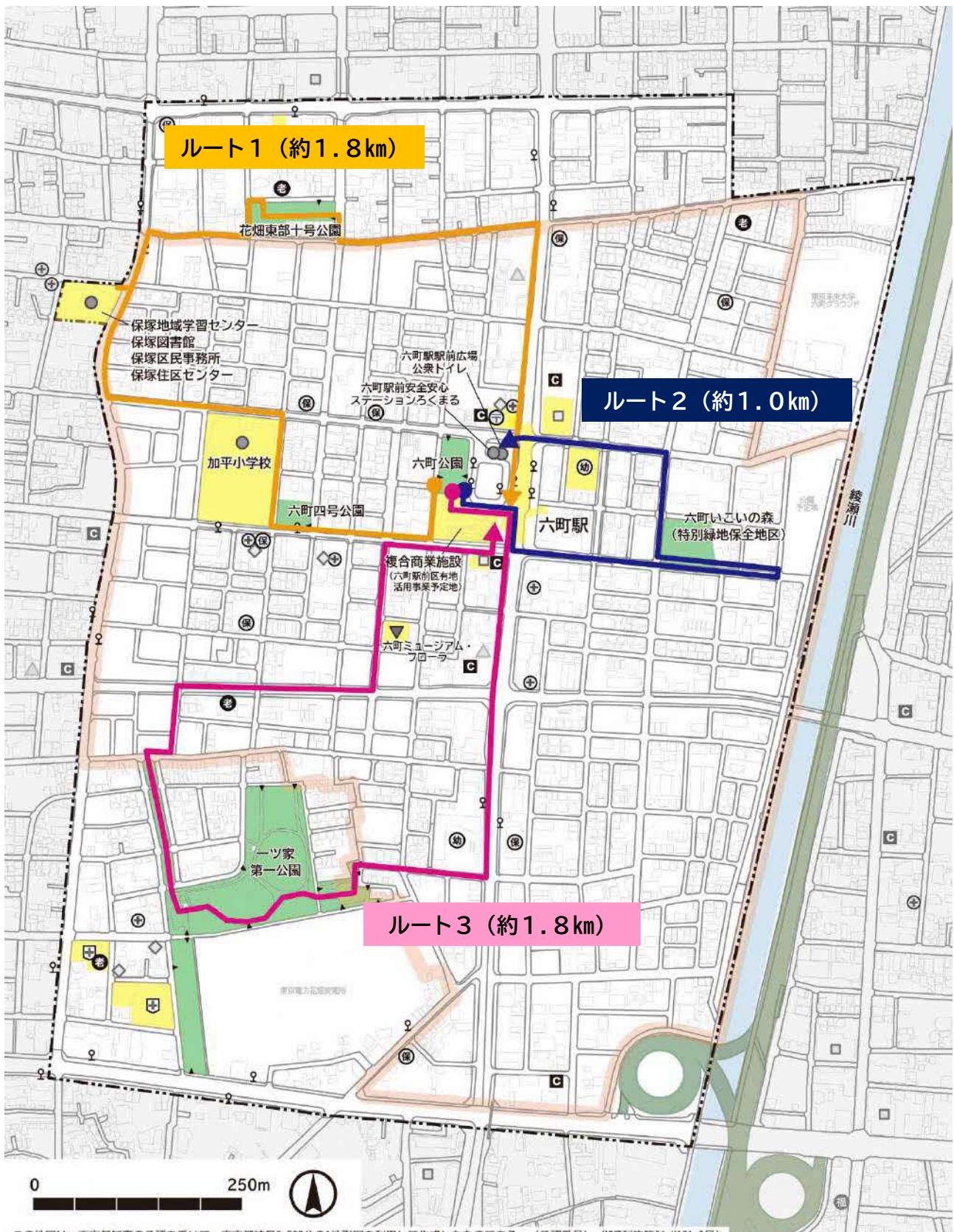


第1回区民部会の様子



第2回区民部会（まち歩き点検）の様子

第2回区民部会（まち歩き点検）の各班のルート図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）（NMT利許第06-K121-9号）

(3) 事業者部会の開催概要

事業者部会は、六町周辺地区において設定されたバリアフリー化の対象施設・経路に関する事業者により構成します。

事業者部会では、区民部会で検討されたバリアフリー化の問題点や課題、改善策の提案を踏まえ、地区別計画に定める特定事業について個別に調整を行いました。

事業者部会の実施概要

| 回（開催日） | 検討内容 |
|--------------------|--|
| 個別調整 (令和6年7～9月) | <ul style="list-style-type: none"> まち歩きの実施結果について 生活関連施設・経路等の検討 |

参加事業者・行政関係団体

- 首都圏新都市鉄道株式会社
- 東武バスセントラル株式会社
- 六町ミュージアム・フローラ
- 国土交通省関東運輸局
- 東京都建設局第六建設事務所

(4) 合同部会の開催概要

合同部会は、区民部会の参加団体および事業者部会の参加事業者により構成します。

合同部会では、区民部会で検討されたバリアフリー化の問題点や課題と、それに対する改善策や、地区別計画に定める特定事業について協議を行いました。

合同部会の実施概要

| 回（開催日） | 検討内容 |
|-------------------|---|
| 第1回 (令和6年9月6日) | <ul style="list-style-type: none"> 改善策の検討 特定事業の検討 |

(参加者21名)

参加団体・事業者

区民部会の参加者および事業者部会の参加事業者

資料4 まち歩き点検等における区民意見

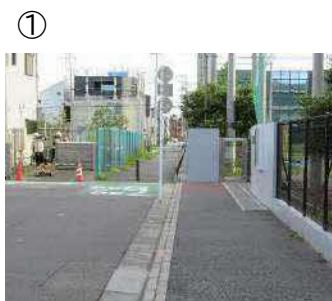
まち歩き点検等において挙げられた主な意見について、各ルート別に、道路の路線番号および施設ごとに整理しました。挙げられた意見のうち、具体的な箇所の撮影ができた指摘事項については、場所と写真を示します。また、意見のうち、よい点については文頭に「◎」を記載しています。

なお、土地区画整理事業施行区域内の道路については、整備中のためバリアフリー化されていない箇所があることを説明した上でまち歩き点検を実施しました。

まち歩き点検における区民意見の概要 目次

| 種別 | ルート | 掲載ページ |
|-----|------|----------|
| 道路 | ルート1 | 51～52ページ |
| | ルート2 | 53～54ページ |
| | ルート3 | 54～56ページ |
| | ルート外 | 57～65ページ |
| 公園 | － | 66～68ページ |
| 建築物 | － | 69～76ページ |
| バス停 | － | 77ページ |
| その他 | － | 77ページ |

ルート1 澄江420号



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|-----------------------|
| ① | 公園横の道と小学校の歩道のつながりがない。 |

ルート1 足立21号



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|--|
| ① | バス停付近は整っているが、ポールの立て方など意図がよくわからない。 |
| ② | 全体的に歩道は広く平坦だが、視覚障害者誘導用ブロックはない。 |
| ③ | 歩道が狭くなっているところがある。 |
| ④ | 歩車道の境界に段差があり、車椅子を押す際に引っかかり、車輪を上げないと進まない。 |



ルート1 渕江152号



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|--|
| ① | 歩道があるが狭い。 |
| ② | 住宅の車庫が多く歩道が車道に対して斜めに切り下げられているので平坦ではなく、まっすぐに進めない。 |
| ③ | 歩道はあるが草木が突き出しており歩くのに邪魔になる。 |

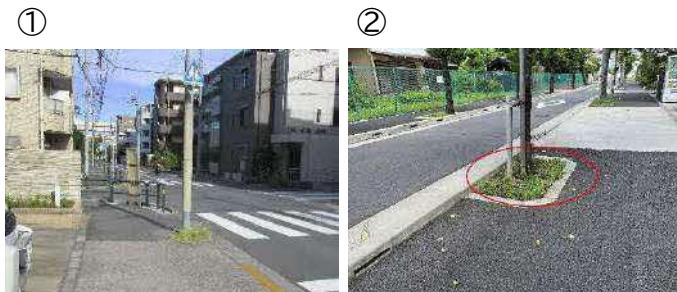


ルート1 補助第140号



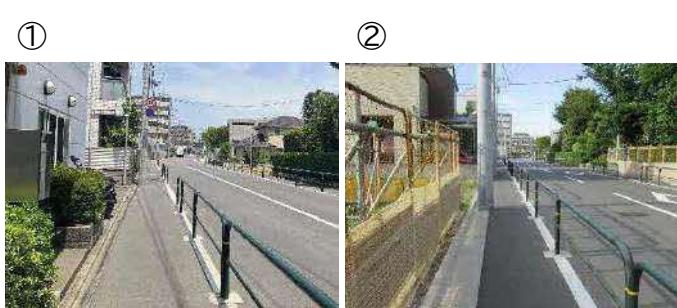
| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|--|
| ① | ◎無電柱化が進んでいるので歩道は広い。 ・視覚障害者誘導用ブロックはない。 |
| ② | 歩道にガードパイプ等の設置がなく、枯れた植栽だけでは不安がある。 |
| ③ | 信号の青延長ボタンが、北側（③-1）はあるのに南側（③-2）にはない。 |

ルート2 澄江527号



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|--|
| ① | 道路右側の歩道はよく整備されており直進するのに問題ない。左側の歩道は交差点部にガードパイプがあり直進しづらい。 |
| ② | 歩道は広くて良い。人通りも普段は少ないが、人や自転車、車いす同士がすれ違うときなどに木の植え込みに網があると安全だと感じた。 |

ルート2 澄江495号



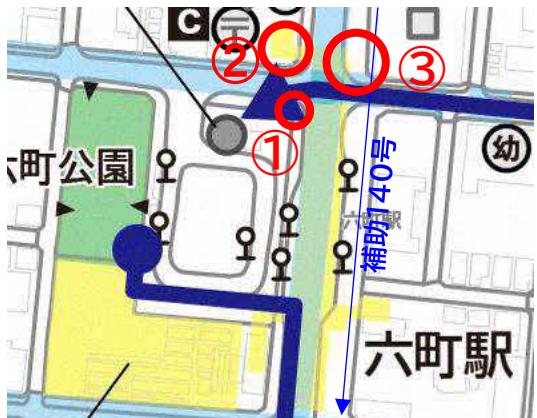
| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|----------------------|
| ① | やや狭いが平坦な歩道がつづいている。 |
| ② | 電柱で歩道がやや狭く感じるところがある。 |

ルート2 澄江517・518号



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|--------------------|
| ① | 左右ともに歩道がなく、路側帯も狭い。 |

ルート2 補助第140号



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|--|
| ① | ◎視覚障がい者が持ち歩いている「シグナルエイド」(リモートでスイッチを入れる端末)に対応しており、スイッチを入れると、音響式信号機の押しボタンを押す(タッチする)ことなく、機能させることができた。 |
| ② | 自転車が乱雑に停めてあり、視覚障害者誘導用ブロックの上にも乗っていることがある。 |
| ③ | 夕方に限らず駐輪場が足りず、歩道の左右に自転車が止めてあり、中央の視覚障害者誘導用ブロックを使い歩行していた人と自転車を出そうとした人が接触していた。 |

ルート3 補助第140号



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|--|
| ① | マンション前の木の枝が歩道に少し出でており歩くときに邪魔になる。 |
| ② | 歩道の勾配がきつく、車椅子での通行が大変。 (注釈: 地形上、上り勾配が続いている箇所。) |
| ③ | 歩道と車道の境界に段差があり、車椅子で車道(横断歩道)から歩道に自力で上がるのが困難。 |

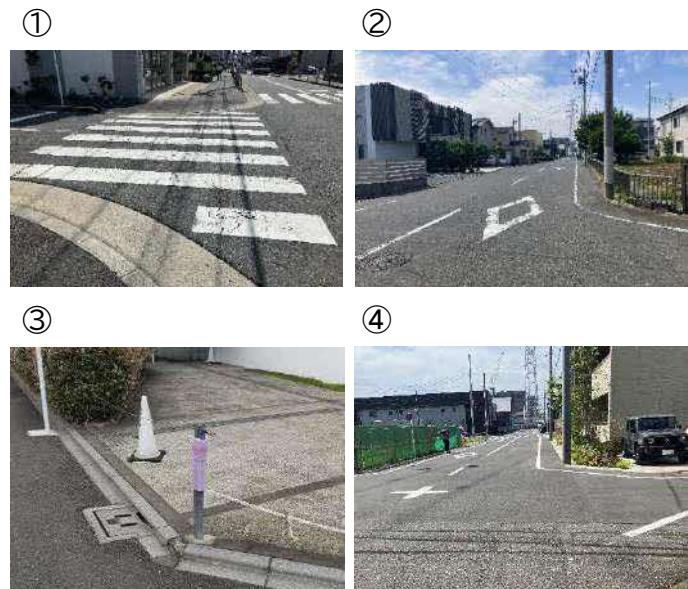
ルート3 澄江590号（環七北通り）



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|---|
| ① | ◎歩車道の境界を示す突起が設置されている。 |
| ② | ◎自転車レーンが整備されている。 歩道を走る自転車が多い。 |
| ③ | ◎マンションのオープンスペースに防災用井戸、トイレピット、炊き出し台になるベンチ、座れる丸ベンチを備えている。 |
| ④ | 歩道の舗装がつぎはぎで平坦ではない。 |
| ⑤ | ◎民間施設のインターホンの前に誘導ブロックがある。 |
| ⑥ | 道路は横断できないようになっている。 信号はない。 |
| ⑦ | 視覚障害者誘導用ブロックはないが、4つの角全てに歩車道の境界を示す突起がついている。 |
| ⑧ | ◎自転車専用レーンが設置されており、幅も広いので自転車で車道を走っても安心だと感じた。 |



ルート3 濱江466号



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|---|
| ① | 横断歩道にヒビわれがある。 |
| ② | 白線がかすれている ◎広々した道。角に畑があり見通しがよい。 |
| ③ | 六町ミュージアムの入口に接する道路のL形側溝がバリアフリー対応になっていない。 |
| ④ | ◎路面の舗装がきれい。 |
| ⑤ | ◎角にクリーニング店があり、まちかどを見守りとしてとてもよい。隣のマンションも植栽とセットバックがある。向い側のマンションの植栽部分が座れるようになっているとさらによい。 |



ルート3 濱江467号



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|--|
| ① | 横断する人と自転車が多く、雨天時など危ない場面を見かけた。横断歩道が必要ではないか。 |

ルート外

足立20号（六六通り）



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|---|
| ① | 交差点の東側には視覚障害者誘導用ブロックがない。 |
| ② | 歩道にマンホールの蓋や切り下げがあり平坦ではない。 |
| ③ | ◎視覚障害者誘導用ブロックと「とまれ」の路面標示がある。 ・交差点部の歩道の傾斜がきつい。 |
| ④ | 植栽が育ちすぎていて歩道が狭い。 |
| ⑤ | 歩道の切り下げが大きく歩きにくい。 |
| ⑥ | ・視覚障害者誘導用ブロックがない。 (ここより東側の交差点にはそれぞれ視覚障害者誘導用ブロックがある) ・「とまれ」の路面標示がかすれてい る。 |

①



②



③



④-1



④-2



⑤



⑥

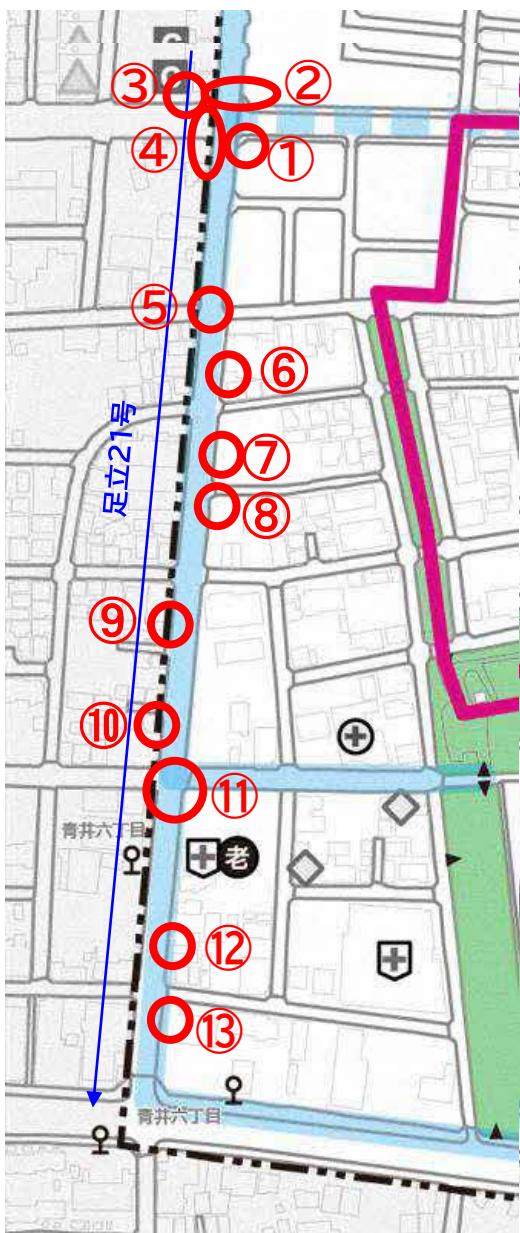


ルート外 足立21号（北側）



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|------------------------------------|
| ① | 歩道の切り下げが大きく歩きにくい。 |
| ② | ◎「とまれ」の路面標示がある。 |
| ③ | 自転車が歩道を走っている。 |
| ④ | バス停付近の歩道は整っているが、意図がわからないポールが立っている。 |

ルート外 足立21号（南側）

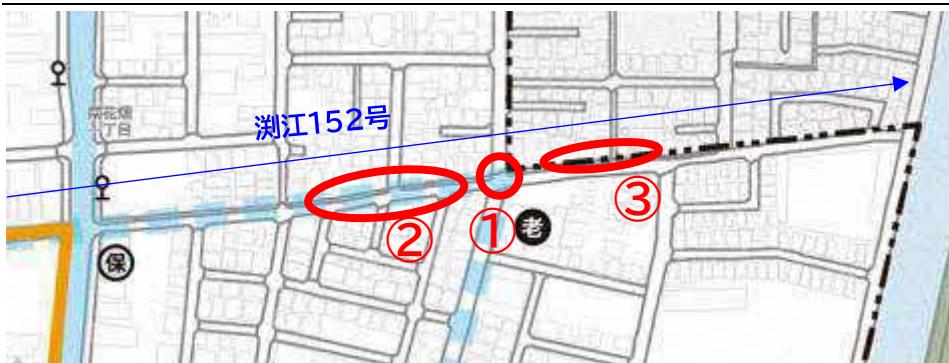


| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|---|
| ① | ◎視覚障害者誘導用ブロック、歩車道の境界を示す突起が設置されている。 |
| ② | 横断歩道の一部がかすれている。 |
| ③ | 自転車レーンがあるが自転車が歩道を走っている。 |
| ④ | 巻き込み防止柵があるため横断歩道を渡る際に歩道からまっすぐ進むことができない。 |
| ⑤ | マンホールのふたで視覚障害者誘導用ブロックが切れている。 |

| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|---|
| ⑥ | ◎民間企業の軒先に、自販機、ゴミ箱、ベンチが置かれている。 |
| ⑦ | 植栽枠から草がはみだしげみで歩道が少し狭い。 |
| ⑧ | 視覚障害者誘導用ブロックが古くなっている。 |
| ⑨ | ゴミ集積所のゴミが散乱していて歩道をふさいでいる。 |
| ⑩ | 雑草が伸びて歩道にはみ出している。 |
| ⑪ | 北西側だけ古いままの交差点。横断歩道がかすれている。近くに病院があるが音響式ではない。 |
| ⑫ | 歩道の舗装がつぎはぎで見栄えがよくない。 |
| ⑬ | ◎マンションの敷地内にベンチが置かれている。 |



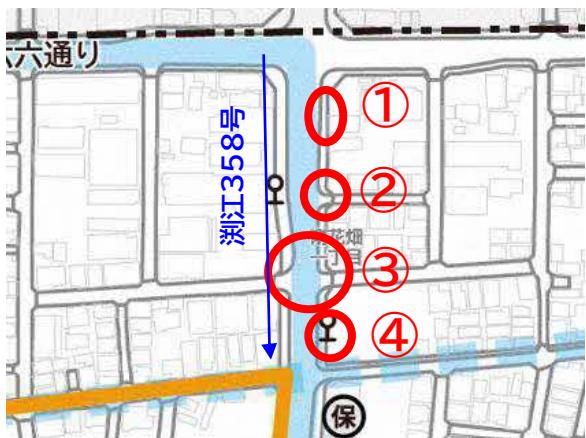
ルート外 澄江152号（東側）



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|------------------------------------|
| ① | ◎交差点が赤枠で協調されており目立つ。 |
| ② | 歩道が狭く、切り下げが続いて波打っている。 |
| ③ | 現在は補修されているが、街路樹の根が歩道を盛り上げてくる恐れがある。 |



ルート外 澄江358号



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|---|
| ① | 歩道が切り下げにより波打っている。 |
| ② | 歩車道の段差を埋めてある。 |
| ③ | 視覚障害者誘導用ブロックはない。交差点の1か所だけ歩車道の境界を示す突起がついている。 |
| ④ | 歩道を自転車が逆走していた。 |

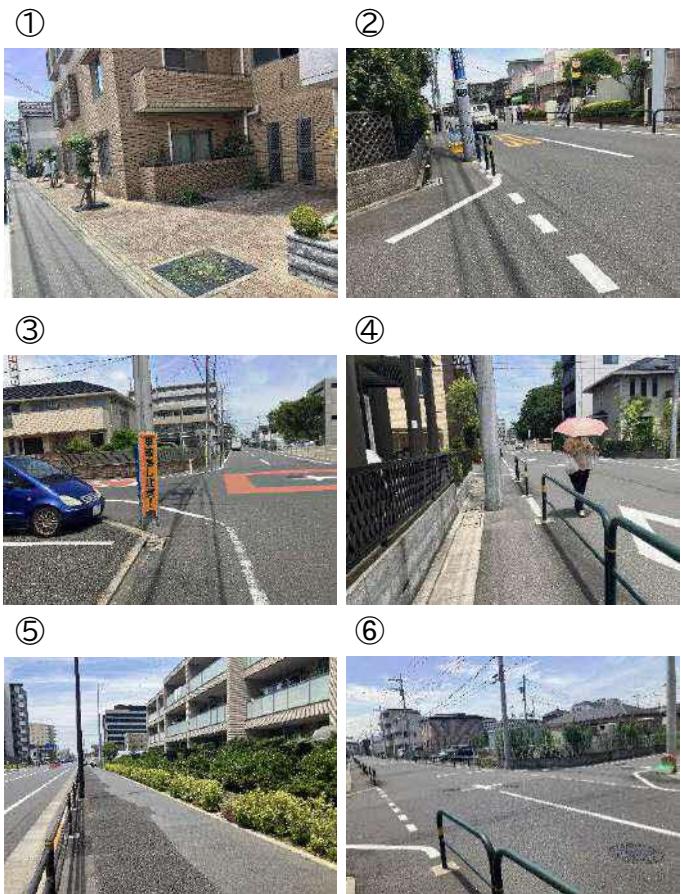
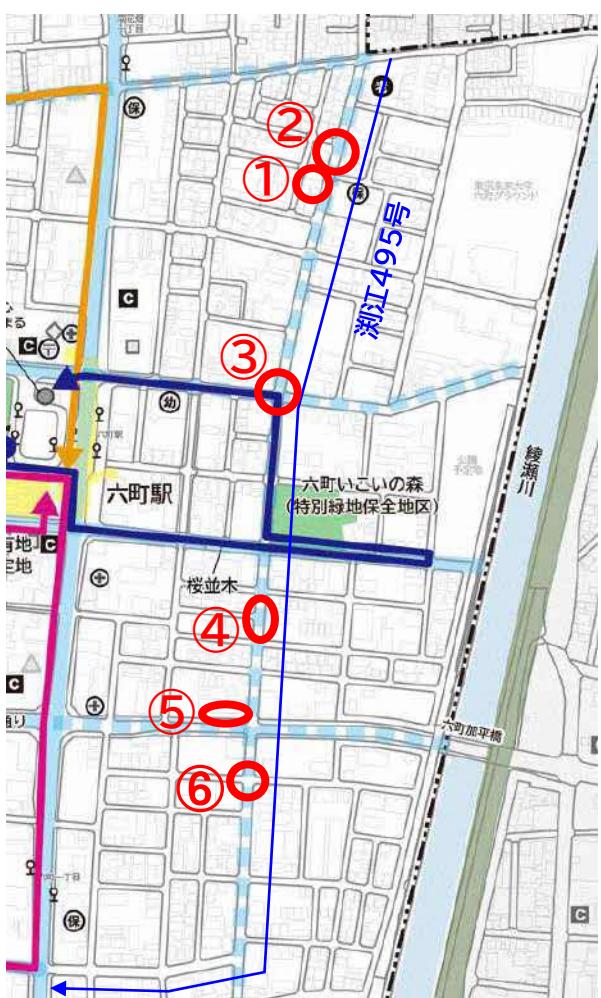
ルート外 澄江420号



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|-------------------------------------|
| ① | 歩道がない。 |
| ② | 「止まれ」の路面標示の白線がかすれている。 |
| ③ | 路側帯の白線がかすれている箇所が多い。 |
| ④ | ◎マンションと小学校にそれぞれ自主管理歩道があり、連続性があって良い。 |

ルート外

渕江495号



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|---|
| ① | マンション敷地内にオープンスペースがあるが特になにもない。 |
| ② | 電柱によって路側帯が狭くなっている。 |
| ③ | ◎交差点や「止まれ」の表示が目立つよう色がついている（スーパーへの通り抜けが多いのか事故が多い旨の看板あり）。 |
| ④ | 電柱によって路側帯が狭くなっている。路側帯の横断勾配がきつい。 |
| ⑤ | ◎マンション前が緑化されている。 |
| ⑥ | 交差点のどちらにも止まれの路面標示がない。 |

ルート外 澄江517号



①-1



①-2



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|--------------------|
| ① | 歩車道の段差が気になるところがある。 |

ルート外 澄江459号



①

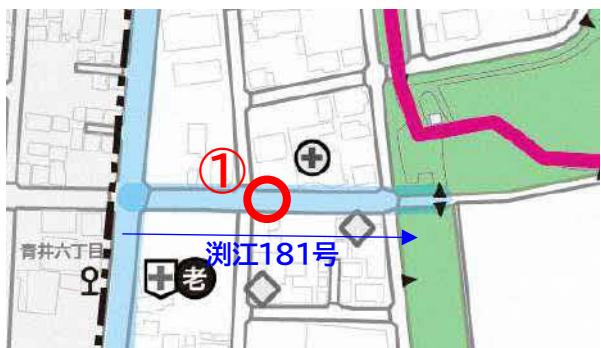


②



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|-----------------------------|
| ① | ◎交差点が赤枠で協調されており目立つ。 |
| ② | 工事中のため、白線が仮設。 ◎平坦な歩道がある。 |

ルート外 澄江181号



①



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|-----------------|
| ① | 歩道はあるが舗装に凹凸がある。 |

ルート外 澄江583号



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|---|
| ① | あまり人気がない。歩道は北側のみで、南側は路側帯が広い。交差点はところどころ切れているところもあるが、視覚障害者誘導用ブロックがある。 |

ルート外 都道318号（環七通り）

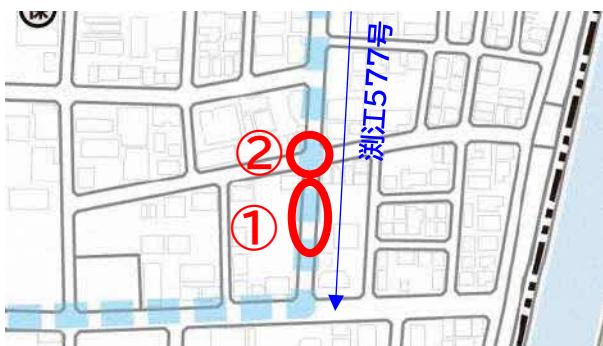


| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|--|
| ① | ◎視覚障害者誘導用ブロックがある。マンホールで少し欠けているところもあるが、埋めてあるところもある。 |
| ② | 交差点のほとんどで横断歩道がかすれている。 |
| ③ | 自転車の青レーンはなく交差点のみ青矢印（矢羽根）があるが、誰も守っていない。レーン敷設状況が切り替わっており、工事中であることもあり分からぬのかもしれない。 |
| ④ | 視覚障害者誘導用ブロックはない。 |



ルート外

渕江577号



①

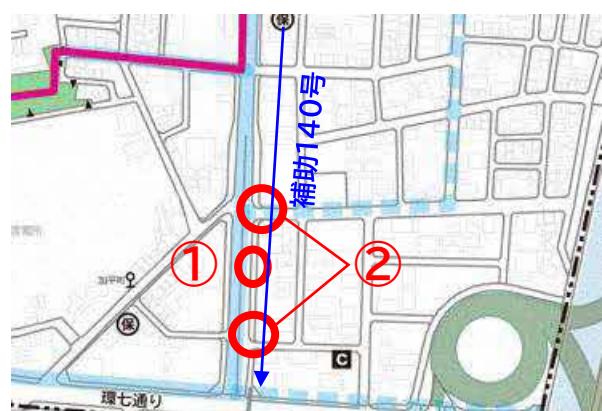
②



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|--|
| ① | 路側帯のみだが広い。白線がかかれている。 |
| ② | 南北方向が「止まれ」で、東西方向が優先くなっている。少し死角があるので横断するのが怖い。 |

ルート外

補助140号



①



②



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|--------------------------|
| ① | 歩道に車が侵入できないように障害物が置いてある。 |
| ② | 交差点に障害者誘導用ブロックがない。 |

ルート1 花畠東部第十公園



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|--------------------------------------|
| ① | 十号公園は剥げた芝だけで木々はない。広場としては使えるが休憩に向かない。 |

ルート2 六町公園



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|--|
| ① | 公園内の側溝が地面より高く段差がでている。 |
| ② | マンホールのまわりの土が減り段差がでている。 |
| ③ | 駐輪場側のベンチの高さが高く、特に子供には座りにくいのではないか。 |
| ④ | ④公園の出入口3箇所はスロープが設置されている。 |
| ⑤ | <ul style="list-style-type: none"> バス停側のスロープは傾斜がややきつて、視覚障害者誘導用ブロックも設置されていない。 スロープに入るのに直角に曲がる必要があり、入口中央に車止めもあるので、自転車等では使いにくい。 |

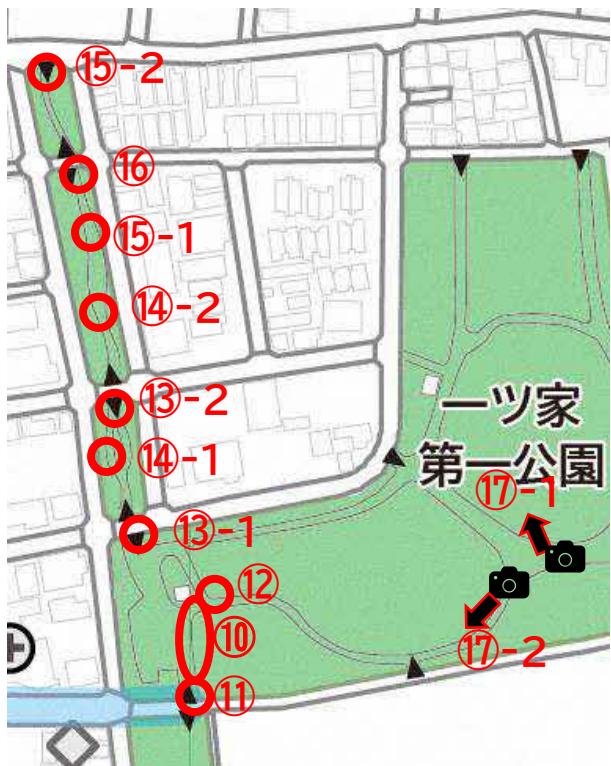
ルート3

一ツ家第一公園



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|--------------|--|
| <公園東側> | |
| ① | 公園内にゴミが落ちている。 |
| ② | ・水飲み器の水の勢いが弱く飲めない。 ・左利きの人にも使いやすい水栓だとよい。 |
| ③ | ◎テーブルに車椅子使用者用のスペースがある。 |
| <公園西側> | |
| ④ | 園路にマンホールがあり、土が減って段差ができている（複数個所）。 |
| ⑤ | 園路に植栽がはみ出し、顔の高さまで伸びているので歩きにくい。 |
| ⑥ | 水のない池があるが、段差があるので注意看板などが必要ではないか。 |
| <西側トイレおよび周辺> | |
| ⑦ | 昼間は電気がつかず薄暗い。 |
| ⑧ | 女性用トイレがない。 |
| ⑨ | バリアフリートイレに大型ベッドがない。 |

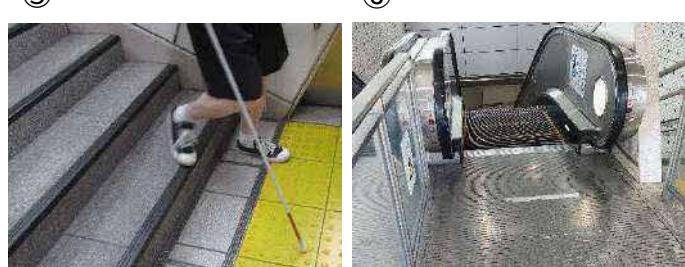
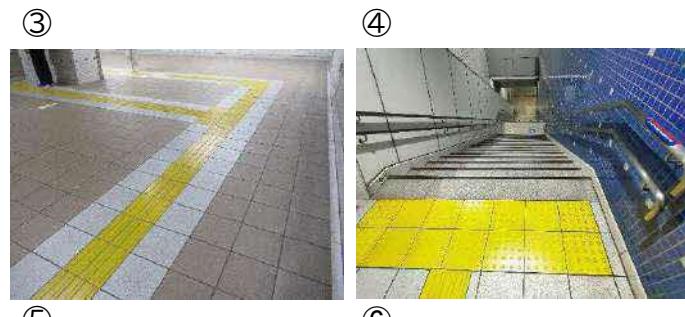
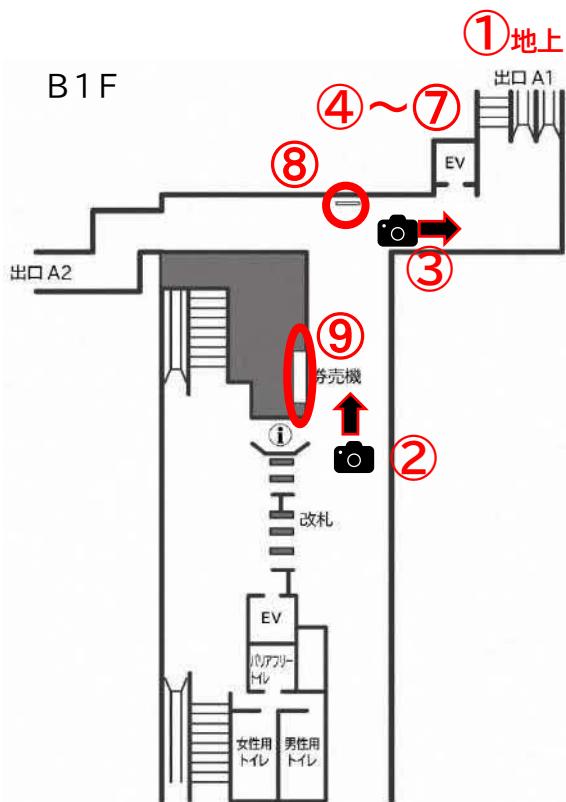




| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|--------|--|
| ⑩ | トイレから出入口までの視覚障害者誘導ブロックが園路の端に寄りすぎている。 |
| ⑪ | 出入口のグレーチングの目が大きい。 |
| ⑫ | 園路の縁は段差がないとよい。 |
| <公園北側> | |
| ⑬ | ・出入口の幅が狭い。 ・グレーチングの目が粗く、杖の先や車椅子の車輪が挟まる危険がある。 |
| ⑭ | 園路に根上がり等があり平坦ではない。 |
| ⑮ | 出入口が狭く、段差がある。 |
| ⑯ | 植栽が伸びて園路にはみ出しており歩きにくい。 |
| ⑰ | ◎公園は広く、運動エリアと林間エリアがあつて面白い。 ・公園が大きく全体が見えないので、「段差がない道」がわかるような仕組みがあると安心。 |

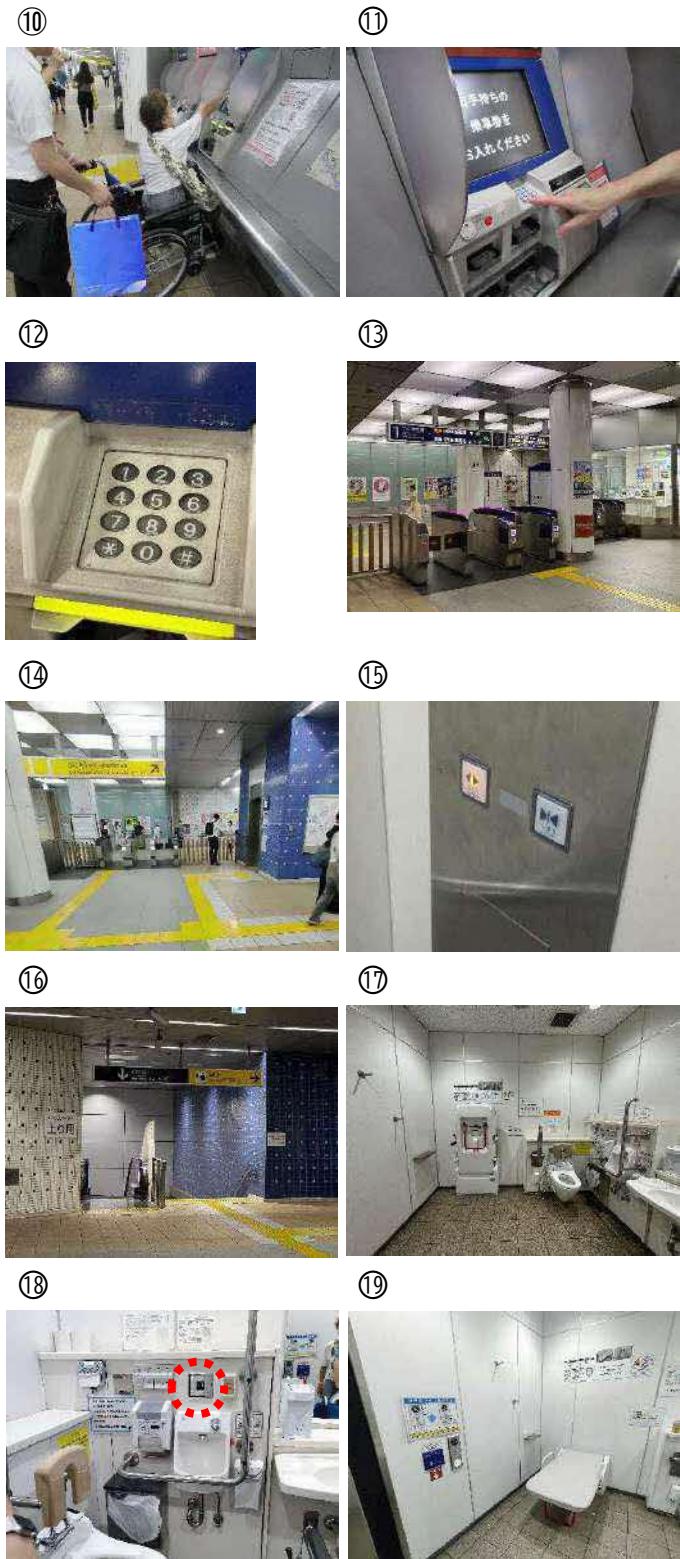
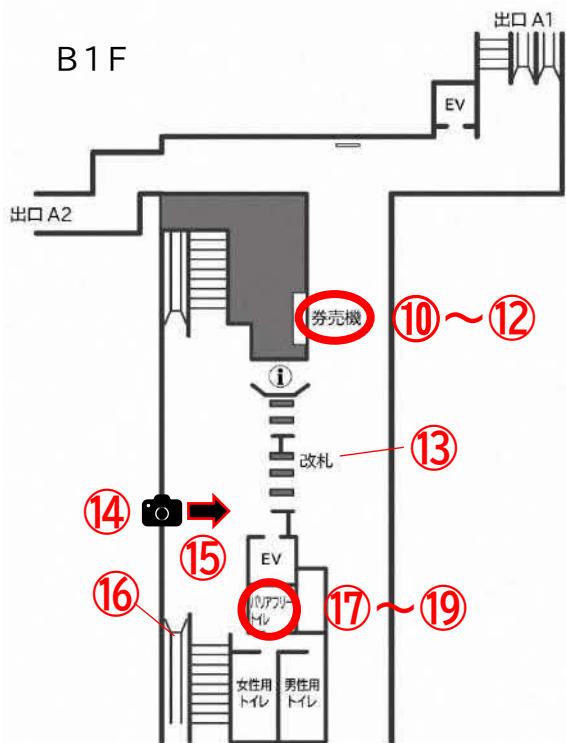
※ルート1～3の結果を集約

| ルート1 | ルート2 | ルート3 | 六町駅 |
|------|------|------|-----|
|------|------|------|-----|

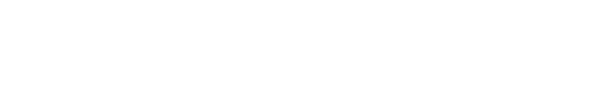
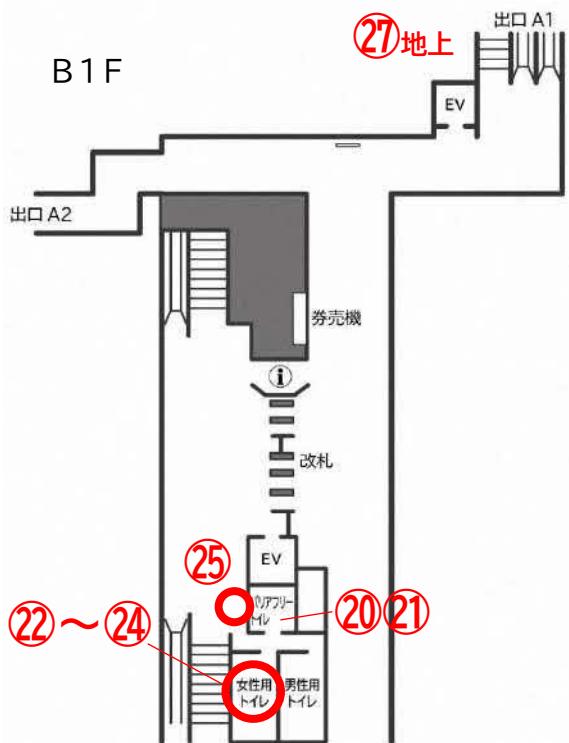


| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|--------------------------|---|
| <全体> | |
| ① | エレベーターがある出入口が1か所しかない。車椅子でA2出口側に行くには地上に出て道路を渡る必要がある。 |
| ② | ◎構内が全体的に広くてよい。 ◎真っ直ぐなコンコースで分かりやすい。 |
| ③ | ◎視覚障害者誘導用ブロックの両脇の床面を別の色にして目立たせている。 |
| <階段・エスカレーター・エレベーター（改札外）> | |
| ④ | ◎階段は2段手すりで、点字表示がある。 |
| ⑤ | ◎階段は段鼻※が目立つのでわかりやすい。高さも統一されており安心。※段鼻：階段の踏み板の先端部分 |
| ⑥ | ◎エスカレーターは乗り口・降り口でステップ3枚分水平になるので乗り降りしやすい。 |
| ⑦ | 改札外のエレベーターは照明が暗く感じる。 |
| <触知案内図・料金表・路線案内> | |
| ⑧ | ・点字と音声案内がある駅構内図が見つけにくい。 ・点字は説明が長く、読み取りにくい。 |
| ⑨ | ◎料金表は背の低い人、車椅子の方でも見やすいように傾斜がついている。 |





| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|-----------------------|--|
| <券売機> | |
| ⑩ | ◎券売機は下に空間があり、車椅子でも利用しやすくなっている。 ・券売機は車椅子だと画面の上の方まで手が届きにくい（◎チャージ専用機が設置されて使いやすくなった）。 |
| ⑪ | ◎券売機はテンキーの*を押すと音声案内モード（視覚障害者対応）になる。 |
| ⑫ | 券売機の数字ボタンの点字表記が奥の方にある。指が届きにくい。 |
| <情報提供> | |
| ⑬ | 改札前に緊急の情報などを伝える電光掲示板などがない。だれでもわかるもの、瞬時にわかる工夫がほしい。 |
| <エレベーター・エスカレーター（改札内）> | |
| ⑭ | ◎改札に入ってすぐエレベーターがあり、動線が短くてよい。 ・エレベーター内部は小さく感じる。 |
| ⑮ | エレベーターの中のボタンはバックライトが光るものだと見つけやすい。 |
| ⑯ | ◎エスカレーターに「上り用」「下り用」の表示がある。 |
| <バリアフリートイレ> | |
| ⑰ | ◎バリアフリートイレは広くてよい。 |
| ⑱ | バリアフリートイレの流すボタンの位置が高く手が届きにくい。 |
| ⑲ | バリアフリートイレに大型ベッドがあるが長さが130cmで不十分。 |



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|--------------|--|
| ②0 | ◎バリアフリートイレ内に非常ボタンが複数設置されている。 |
| ②1 | ・バリアフリートイレがひとつしかない ので順番待ちが発生する可能性がある。 ・バリアフリートイレは男子トイレ・女子トイレ内にそれぞれあるとよい。男性のすぐあとは抵抗がある。 |
| <一般トイレ（女性用）> | |
| ②2 | ◎入口付近におむつ交換台がある。 |
| ②3 | ◎洗面所前は広く、下も空いているので車椅子でも使えそう。 |
| ②4 | 広い個室のドアがすぐ閉まってしまい止めておくのが難しい。 |
| <トイレ前案内> | |
| ②5 | ◎音声案内板がとてもわかりやすく、ボタン一つで案内してくれるのですばらしい。 ◎トイレ前の音声案内のボタンの点字が手すりにあり読みやすい。 ・音声案内の音量が小さい。 |
| <その他> | |
| ②6 | ◎基本的に必要なバリアフリーは開業時から整備されているのは素晴らしい。 |
| ②7 | ◎傘をレンタルできるシステムがあつてとてもよい。 |

ルート1

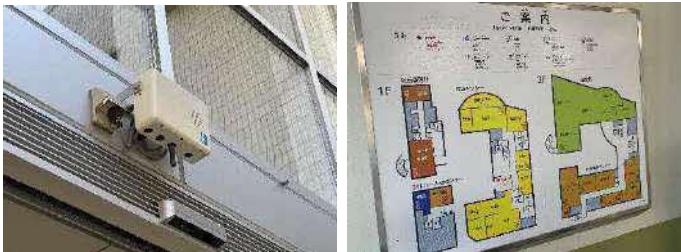
保塚地域学習センター・保塚図書館・保塚区民事務所
・保塚住区センター



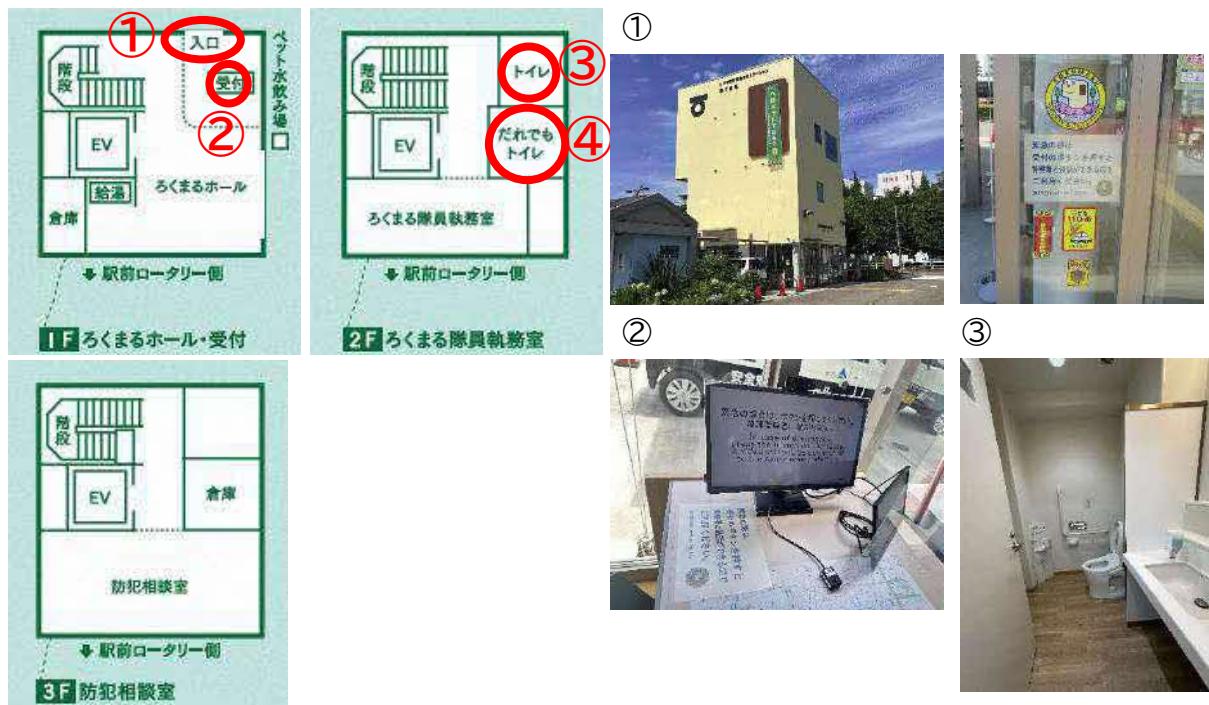
| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|-------------|---|
| <出入口・建物周辺> | |
| ① | ◎出入口にはすべてスロープが設置されている。 |
| ② | ・スロープの傾斜が急で、車椅子で降りるとスピードができる。 ・屋外の手すりが金属なので熱い。 |
| ③ | 建物周辺のグレーチングの目が荒く白杖の先端が穴に入りそう。 |
| ④ | 建物周辺の道路は歩道（自主管理歩道）が狭く、視覚障害者誘導用ブロックもない。 |
| ⑤ | 障がい者用駐車場の前は車道との境に段差がある。 |
| ⑥ | 障がい者用駐車場の後ろのスペースはもう少し広いとよい。 |
| <エレベーター・受付> | |
| ⑦ | ◎エレベーターのボタンが大きく使いやすい。高さも車椅子で届く。 |
| ⑧ | ◎エレベーターの外から内部の監視カメラの画像が見える。子供多いので安心。 |
| ⑨ | 2階の受付カウンターは車椅子でも利用できるとよい。 |
| ⑩ | 受付に筆談で対応する表示があるとさらによい。 |



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|-------------|---|
| <バリアフリートイレ> | |
| <バリアフリートイレ> | |
| ⑪ | ◎大人も使える大型ベッドがある。 ・大型ベッドを広げると車椅子での移動が大変になる。 |
| ⑫ | ◎呼び出しボタンが低い位置にも設置されている。 |
| <図書館> | |
| ⑬ | ◎図書棚の高さは子供や車椅子使用者でも使いやすくなっている。 |
| ⑭ | ◎高さを変えられる机がある。 |
| ⑮ | ◎処々に休み用イス（丸い背なし）がある。 |
| ⑯ | ◎本の除菌機がある。 |
| <施設内設備> | |
| ⑰ | ◎入口に視覚障がい者を誘導する音響案内がある。 |
| ⑱ | ◎1階風除室内にある触知案内板は点字のほか漢字にふりがなが振られているなど配慮されている。 ・触知案内板はわかりにくいのであまり利用していない。 |
| ⑲ | ◎自動販売機の上部のボタンが低い位置にも設置されている。 |
| ⑳ | ◎火災時に点滅するフラッシュライトが出入り口、エレベーターホール、廊下、トイレ内および各集会室内など、各所に設置されている。 |
| ㉑ | ◎各所でWi-Fiが使用できる。（情報のバリアフリー） |



ルート2 六町駅前安全安心ステーション ろくまる



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|---|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> ・誰でも使える施設なのか外から見ただけではわかりにくい。 ・聴覚障がい者はどんな施設か、入ってよいのか直接人に聞くのが難しいので、「お気軽にどうぞ」など文字で表示してあると入りやすい。 ・筆談ボードがあることを入口に示してほしい。 |
| ② | ◎職員が不在のときは綾瀬警察署とビデオ通話ができるようになっている。 |
| ③ | <ul style="list-style-type: none"> ◎トイレを借りることができる。 ◎一般トイレが広い。 |
| ④ | バリアフリートイレには手すりを増やすはどうか（オストメイト用設備や入口付近など）。 |

ルート2 六町駅駅前広場公衆トイレ



①



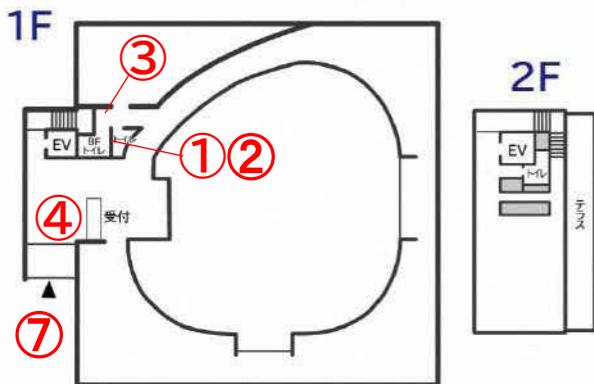
②



③

| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|---|
| ① | ◎男性用、女性用、バリアフリートイレに分かれていて良い。男性、バリアフリー、女性用の並びだとさらに良い。 |
| ② | バリアフリートイレには手すりを増やすはどうか（オストメイト用設備や入口付近など）。 |
| ③ | バリアフリートイレの中に掃除用具の物置が置いてある。車いす使用者や介助を伴う障害者にとって少しでも広い方が使いやすいので、物置、幼児用おむつ交換を取り外し、身障者用の介助ベッド(幼児も使える)を設置してほしい。 |

ルート3 六町ミュージアム・フローラ



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|--|
| ① | ◎バリアフリートイレが設置されている。 ・手洗台の下にスペースがあると車椅子でも使いやすい。 |
| ② | トイレのドアに取っ手があると開けやすい。 |
| ③ | トイレ前の通路はロッカーがない方が車椅子で入りやすい。 |
| ④ | ◎受付台の下は車椅子が入れるスペースがある。 |
| ⑤ | ◎1階、2階ともに椅子が多くてゆっくり休める。 |
| ⑥ | ◎芝生や水がありきれい。 |
| ⑦ | 開館状況が分かりづらかった。 (注釈:閉館日に各自点検を実施。) |
| — | 道路部分（「渕江466号」再掲） ・六町ミュージアムの入口に接する道路のL形側溝がバリアフリー対応になっていない。 |

ルート2 六町駅バス停



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|---------------------|
| ① | バス停のベンチは座面が丸く座りにくい。 |

ルート外 南花畠1丁目バス停



| 番号 | まち歩き点検で挙げられた意見 |
|----|-------------------------------|
| ① | バス停に座りにくい形状のベンチがある。 |
| ② | 南花畠1丁目バス停付近には視覚障害者誘導用ブロックがない。 |

| その他 まち歩き点検で挙げられた意見 | |
|--------------------|--|
| 道路 | 工事中の箇所が多く、歩道も路側帯も舗装が凸凹しているところが複数ある。 |
| | 全体的に街が新しく、道路も広めにつくられている印象。自動車、自転車、歩行者が共存できるような仕組みを今のうちにしっかりと構築できると期待している。 |
| | 全体的に木が少ないと感じた。街路樹も枝がほとんど切られていた。歩道に木陰をつくるような木が増えると嬉しい。 |
| 自転車 | 歩道を走る自転車や道路を逆走する自転車が子供も含め多数見られた。小学生からルールを徹底させるべきではないか。 |
| 駐輪場 | ・駅が地下にあるので駐輪場が足りないのではないか。 ・駅周辺に大型駐輪場があって便利な一方で、スーパーマーケット前や病院前に駐輪スペースがなく、歩道に停められていた。 |

資料5 足立区バリアフリー協議会設置要綱・委員一覧

足立区バリアフリー協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の主旨に基づき策定する足立区バリアフリー推進計画（以下「推進計画」という。）について検討及び推進するために、同法第26条第1項の規定に基づき、足立区バリアフリー協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 推進計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 重点整備地区の選定に関すること。
- (3) その他、区長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員50人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 関係事業者
- (4) 関係行政機関職員
- (5) 区職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた年の翌年度の3月末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、第3条第1号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第6条 協議会は、区長が招集し、主宰する。

(意見聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会で協議すべき事項は、区長が定める。

3 前3条の規定は、部会に準用する。この場合において、前3条中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(庁内検討会)

第9条 協議会は、必要に応じて、具体的な事項を調整するため、足立区バリアフリー庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

2 庁内検討会は、区職員により構成する。

(書面会議)

第10条 協議会及び部会は、緊急に会議を開催する必要性がある場合、天変地異、感染症等の影響で、会議を開催することが困難であると会長が認める場合は、書面による会議（以下「書面会議」という。）を開催することができるものとする。ただし、書面による会議の対象とする案件は、委員が書面によっても内容を明確に理解できるものに限ることとする。

2 書面会議の実施方法等については、都市建設部長が別に定める。

(謝礼)

第11条 委員に対する謝礼は、都市建設部長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、都市建設部都市建設課に置く。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、足立区都市建設部長が別に定める。

付 則（27足都都発第1357号 平成27年10月9日 都市建設部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（28足都都発第744号 平成28年7月1日 都市建設部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（2足都都発第2810号 令和3年3月3日 都市建設部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（3足都都発第2898号 令和4年3月25日 都市建設部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

足立区バリアフリー協議会委員一覧

令和6年11月現在

| 区分 | 役職名 | 備考 |
|-------------|-----------------------------------|-----------|
| 学識経験者 | 宇都宮大学 教授（地域デザイン科学部社会基盤デザイン学科） | 会長 |
| | 東京電機大学 教授（未来科学部建築学科） | 副会長 |
| 関係団体 代表者 | 足立区まちづくり推進委員会（東京都建築土事務所協会足立支部） | |
| | 足立区障害者団体連合会 副会長 | |
| | 足立区友愛クラブ連合会 女性委員会 副委員長 | |
| | 足立区民生・児童委員協議会 児童福祉研究部会 部会長 | |
| | 足立区女性団体連合会 副会長 | |
| | 足立区商店街振興組合連合会 理事長 | |
| 関係事業者 | 東日本旅客鉄道株式会社 首都圏本部 企画総務部 マネージャー | |
| | 東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 施設部 通信施設課長 | |
| | 京成電鉄株式会社 鉄道本部 計画管理部 鉄道企画担当課長 | |
| | 東京地下鉄株式会社 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長 | |
| | 首都圏新都市鉄道株式会社 技術部 施設・工事課 担当課長 | |
| | 東京都 交通局 総務部 技術調整担当課長 | 日暮里舎人ライナー |
| | 東武バスセントラル株式会社 運輸統括部 業務課長 | |
| | 日立自動車交通株式会社 安全運行部 係長 | |
| | 朝日自動車株式会社 運輸部長 | |
| | 京成バス株式会社 営業部 乗合営業課長 | |
| | 京成タウンバス株式会社 営業部 業務課長補佐 | |
| | 株式会社新日本観光自動車 営業課長 | |
| | 国際興業株式会社 運輸事業部 業務担当課長 | |
| | 東京都 交通局 自動車部 事業改善担当課長 | 都営バス |
| 関係行政 機関 | 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 足立支部 支部長 | |
| | 警視庁 千住警察署 交通課長 | |
| | 警視庁 西新井警察署 交通課長 | |
| | 警視庁 竹の塚警察署 交通課長 | |
| | 警視庁 綾瀬警察署 交通課長 | |
| | 国土交通省 関東運輸局 交通政策部 バリアフリー推進課 課長 | |
| | 東京都 都市整備局 都市基盤部 交通政策担当課長 | |
| | 国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課 建設専門官 | |
| | 東京都 建設局 第六建設事務所 補修課長 | |
| | 東京都 建設局 東部公園緑地事務所 管理課長 | |
| 足立区 | 政策経営部長 | |
| | 福祉部長 | |
| | 都市建設部長 | |
| | 千住地区まちづくり担当部長 | |
| | 交通対策担当部長 | |
| | 道路公園整備室長 | |
| | 建築室長 | |
| 事務局 | 都市建設部 都市建設課長 | |
| | 都市建設部 ユニバーサルデザイン担当課長 | |
| | 都市建設部 都市建設課 ユニバーサルデザイン担当係長 | |
| | 都市建設部 都市建設課 ユニバーサルデザイン調整担当係長 | |
| | 都市建設部 都市建設課 ユニバーサルデザイン担当 | |

足立区バリアフリー地区別計画
(六町周辺地区編) <素案>

発行年月：令和6年11月
発行：足立区都市建設部都市建設課
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
電話 03-3880-5111 (代表)



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、
より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用してい
ます。